

令和6年涌谷町議会定例会6月会議（第1日）

令和6年6月19日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会議日程の決定
1. 表彰
1. 諸般の報告
1. 議員派遣の事後報告
1. 議員派遣の結果報告
1. 行政報告
1. 一般質問
1. 涌谷町選挙管理委員及び補充員の選挙
1. 散会について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
9番	伊藤 雅一 君	10番	杉浦 謙一 君
11番	門田 善則 君	12番	竹中 弘光 君
13番	大泉 治 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課 参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	高橋 貢 君	企画財政課 参事兼課長	大崎 俊一 君
税務課長	木村 治 君	町民生生活課 参事兼課長	今野 優子 君
福祉課 参事兼課長	鈴木 久美子 君	子育て支援課長	佐藤 明美 君
健康課参事	木村 智香子 君	健康課長	徳山 裕行 君
総務管理課 参事兼課長	紺野 哲 君	産業振興課長	三浦 靖幸 君
建設課 参事兼課長	熱海 潤 君	上下水道課長	岩渕 明 君
会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君	農業委員会会長	日野 善勝 君
農業委員会事務局長	荒木 達也 君	教育委員会教育長	柴 有司 君
教育総務課長 兼給食センター所長	内藤 亮 君	生涯学習課長	阿部 雅裕 君
代表監査委員	城口 貴志生 君		

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務 班 長	大平 佳矢
-------	-------	--------	-------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

お暑い中、定例会6月会議出席、大変ご苦労さまでございます。

今期定例会の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

開会の前に、副町長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。副町長。

○副町長（高橋宏明君） おはようございます。

4月1日の人事異動あるいは組織機構改革によりまして、所属名あるいは所属の代わりました参与席についてご紹介申し上げます。

皆様から向かって、議長席を挟んで、右側2列目、子育て支援課、佐藤課長でございます。（「佐藤です。よろしくお願いいたします」の声あり）

それから、総務管理課、紺野課長でございます。（「紺野です。よろしくお願いいたします」の声あり）

健康課、木村参事でございます。（「よろしくお願いいたします」の声あり）

健康課、徳山課長でございます。（「お願いします」の声あり）

それから、皆様から向かって左側、私の隣、総務課長兼デジタル行政推進室長、高橋課長でございます。（「高橋です。よろしくお願いいたします」の声あり）

税務課、木村課長でございます。（「よろしくお願いいたします」の声あり）

産業振興課、三浦課長でございます。（「よろしくお願いいたします」の声あり）

3列目、建設課、熱海課長でございます。（「よろしくお願いいたします」の声あり）

以上、変更となっておりますので、お知らせ申し上げます。

◇

◎開会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日6月19日は休会の日ですが、議事の都合により令和6年涌谷町議会定例会を再開し、6月会議を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、7番只野 順君、8番後藤洋一君を指名いたします。

◇

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

6月会議の日程につきましては、本日19日から20日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の日程は本日19日から20日までの2日間と決しました。

◇

◎表彰

○議長（大泉 治君） ここで表彰を行います。

9番伊藤雅一議員が、高齢者叙勲、地方自治功労、旭日単光章を受賞されましたので、涌谷町議会表彰規程の定めにより表彰いたします。

伊藤雅一議員、前にお進みください。

表 彰 状

涌谷町議会議員 伊 藤 雅 一 殿

あなたは、多年、涌谷町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績は誠に顕著であります。

よって、ここに表彰いたします。

令和6年6月19日

涌谷町議会議長 大 泉 治

おめでとうございます。（拍手）

ただいま表彰されました伊藤雅一議員、誠におめでとうございます。

これで表彰を終わります。



◎諸般の報告

○議長（大泉 治君） この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告の内容は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。



◎議員派遣の事後報告

○議長（大泉 治君） 議員の派遣を議長において別紙のとおり決しておりますので、ご了承願います。



◎議員派遣の結果報告

○議長（大泉 治君） ここで、議員の派遣を行ったことに伴う結果報告を行います。

6月4日開催の令和6年度大崎地域1市4町議員研修会に派遣されました議員を代表いたしまして、7番只野順君、結果の報告をお願いいたします。

○7番（只野 順君） それでは、議員派遣の結果報告をいたします。

令和6年度大崎地域1市4町議員研修会といたしまして、派遣場所は大崎市役所本庁舎でございます。

内容については、「大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約について」でございます。

講師に関しましては、1市4町の担当部課職員でございました。

内容につきましては、大崎地域の連携、そして集約、それから地域における医療提供体制を目指す姿、さらに目指す姿の実現に向け、連携協約に定める項目ということで説明をしていただきまして、さらに今後は地域医療の拠点となる施設の整備を行うということで、基幹病院敷地内に地域医療連携の拠点となる施設を整備するというので、令和6年度設計、令和7年度から8年度に建設、8年度末開所の予定ということのお話でございました。

所感といたしまして、大崎地域の医療供給体制の実現に向けて、まず一步を踏み出したのではないかと考えます。安心して医療を受けられる、そして具体的課題については今後、各市町議員の研修を行いながら、よりよい医療を提供して、安心して暮らせる大崎1市4町の方向性が決まり、住民の負託に応えるものと考えます。以上でございます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

続いて、5月10日開催の株式会社ウェルファムフーズ宮城工場の視察に派遣されました議員を代表いたしまし

て、12番竹中弘光君、結果報告をお願いいたします。

○12番（竹中弘光君） おはようございます。

株式会社ウェルファムフーズ宮城工場の視察について報告いたします。

日時は令和6年5月10日午後2時から午後4時まで、場所はウェルファムフーズ宮城事業所、内容としまして、ウェルファムフーズ宮城事業所新工場竣工に伴う視察でございます。

所感としまして、読み上げます。

視察で感じたことは、とにかく敷地面積及び建物が広いということである。工場内を案内された際には、迷子になるような感覚になった。

工場内の設備においては、機器等が設置前であったが、概要の説明を受け、大部分がオートメーション化されているが、重要な部分は人の手が必要であり、そのためにも従業員が働きやすい環境づくりを重視していると感じた。町民も工場で購入できるようであり、涌谷町へ地域貢献も十分に期待できるものと実感できた有意義な視察であった。以上です。

○議長（大泉 治君） ご苦勞さまでございました。

以上で議員派遣の結果報告は終わりました。

◇

◎行政報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（遠藤 雅一君） 皆様、おはようございます。

ただいま副町長から、新しい参与席の状況、事業をご紹介申し上げましたが、どうか1年間この体制で頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

また、ただいまは高齢者叙勲ということで、伊藤雅一議員が叙勲されました。大変おめでとうございます。どうぞ今後とも町政発展のためにご尽力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

行政報告3件につきまして、お配りしております項目に従いましてご報告させていただきます。

まず、1点目でございます。災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定の締結について、ご報告いたします。

本協定は、涌谷町内において大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者に対して生活の安定を図ることを目的として、佐川急便株式会社南東北支店様と令和6年6月11日に協定を締結したものでございます。

続きまして、工事請負契約の締結についてご報告申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約でございます。工事名は、令和5年度涌谷町第一小学校トイレ洋式化改修工事で、条件付き一般競争入札を行い、

涌谷町字洪江13番地、株式会社涌谷住宅設備センター様と4,290万円で令和6年5月10日に締結したものでございます。

次に、令和5年度涌谷町一般会計及び各種特別会計の出納閉鎖が5月31日をもって行われたところでございますが、収支の結果が出ましたのでご報告申し上げます。

一般会計につきましては、収入済額87億1,525万6,000円に対しまして、支出済額84億5,500万円となり、差引き2億6,025万6,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

町税の収入状況につきましては、16億874万9,000円が見込まれ、軽自動車税においては、前年度より増額しております。また、現年度分、過年度分合わせた徴税の収納率につきましては95.34%となり、前年度と比較し若干減少となりました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計でございますが、収入済額21億3,001万8,000円に対しまして、支出済額21億1,055万6,000円となり、差引き1,946万2,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

後期高齢者医療保険事業勘定特別会計につきましては、収入済額2億1,215万6,000円に対して、支出済額2億588万8,000円で、差引き626万8,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

介護保険事業勘定特別会計におきましては、収入済額19億3,179万6,000円に対し、支出済額18億8,905万1,000円で、差引き4,274万5,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

次に、水道事業会計の決算状況についてご報告申し上げます。

年間有収水量につきましては、前年度と比較して8,230立方メートル減少し、123万3,443立方メートルとなり、収益的収支につきましては、総収益4億720万5,000円、総費用3億6,173万4,000円で、4,547万1,000円の純利益となっております。

次に、下水道事業会計の決算状況についてご報告申し上げます。

年間有収水量につきましては、前年度と比較して15立方メートル増加し、59万6,243立方メートルとなり、収益的収支につきましては、総収益4億6,739万円、総費用4億5,161万3,000円で、1,577万7,000円の純利益となっております。

次に、国民健康保険病院事業会計の決算状況についてご報告申し上げます。

まず、入院の患者数につきましては、年間延べ3万2,324人、1日平均88.3人となり、前年度と比較して、延べ人数で3,270人、1日平均で8.7人の増となっております。外来につきましては、年間延べ4万8,924人、1日平均201.3人となり、前年度と比較して、延べ人数で4,824人、1日平均で19.8人の増となっております。収益的収支につきましては、総収益20億9,580万9,000円、総費用20億8,792万5,000円で、788万4,000円の純利益となっております。

次に、老人保健施設事業会計につきましては、入所利用者は年間延べ2万6,580人、1日平均72.6人となり、前年度と比較して、延べ人数で1,356人の増、1日平均では3.5人の増となり、通所利用者につきましては、年間延べ8,439人、1日平均で27.7人となり、前年度と比較して、延べ人数で294人の減で、1日平均では2.2人の減となっております。収益的収支につきましては、総収益5億6,530万8,000円、総費用5億7,689万5,000円で、1,158万7,000円の純損失となっております。

次に、訪問看護ステーション事業会計につきましては申し上げます。

訪問件数では延べ7,295人となり、前年度と比較して、延べ人数で58人の増となっております。収益的収支につきましては、総収益6,042万8,000円、総費用6,396万2,000円で、353万4,000円の純損失となっております。

以上申し上げましたとおりでございますが、各会計の決算につきましては、帳簿、書類等調整の上、監査を経て、改めて議会にお諮りし、決算認定をお願いいたす予定でございますので、よろしくお願い申し上げまして、出納閉鎖の報告とさせていただきます。

以上3件につきまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございます。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） それでは、再開いたします。

◇

◎一般質問

○議長（大泉 治君） 日程第4、一般質問。

かねて通告のありました一般質問をこれより許可いたします。

6番稲葉 定君、一般質問席へ登壇願います。

〔6番 稲葉 定君登壇〕

○6番（稲葉 定君） それでは、通告に従い一般質問を行ってまいります。

本日の1番バッターになってしまいました。ドジャースの大谷君ほどの大物ではございません。何とぞお手柔らかにお願いしたいと思います。

それでは、第1問目でございます。

私は中学校を出て、宮城県立の宮城農学校というところで農業を学びました。当時の寮生活やしつけなどは、今それをしたらとんでもない問題になること間違いないだろうということが当たり前というか、普通でございました。その中で、体で覚えたことは今でも忘れることはありません。農業に対する考えは、ただの職業ではない、国民あるいは人類の飢えを満たす使命を持ち、生命の継続の土台なのだと刷り込まれました。悪い表現で言うなら、洗脳されたということなんでしょうか。ただ、何も怖くないし、困難と闘うこともいとわないという精神だけは身につけてもらいました。死ぬまで変わらないと思います。

このようにして学んだ農業が今、漂流している気がしてなりません。外的要因で、資材、肥料、飼料の高騰は大きく経営を圧迫しています。それに加え、販売価格が低迷して利益が出ない状況でございます。ここに来て、米の価格が少し上がったそうですが、一時的かもしれません。

そこで質問します。

涌谷町で起死回生の農産物ができないか。また、農業基本法の改正でも生き残れるか。将来的にはどうなるのか、それを尋ねたいと思います。答弁を求めます。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、稲葉議員の一般質問にお答え申し上げます。

衰退が加速する我が町の農業への考えということで問われておりますけれども、基本的には農業は国の基だという考えは私も同じでございます。できるだけ質問者と寄り添いながら、涌谷町の農業の今後の在り方を模索したいと思っております。

6番稲葉議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問要旨1点目の、涌谷町単独で国県補助金に頼らない農業振興は可能かとの質問でございます。

単独にこだわる理由が明確に示されておられません、予算上で見ると、現在、一般財源により生産団体等に支援している補助事業等は、町の予算規模を鑑み、主に組織運営や啓発活動などのソフト事業に支援を行っております。この支援事業につきましては、費用対効果を検証し、継続の可否又は支援内容の変更を実施しております。ただし、新規就農者事業や、機械、施設等整備のハード事業への支援につきましては、一般財源での支援では財政負担が大きいことから、国、県補助を活用しながら農業振興を行っている状況でございます。

町といたしましては、農業振興において、町単独での農業振興という概念はこれまでなく、涌谷町の農業の課題がどこにあり、見えてきた課題解決のために、また今後の農業の方向性を見定めながら、農業経営体と話し合い、農業政策を実施してきております。その中で、国、県の事業があれば、今後もこれを上手に活用しながら、農業振興を推進してまいりたいと思っております。

2点目の、農業基本法の改正が議論されているが、涌谷町は生き残れるかとの質問でございますが……。

○議長（大泉 治君） 町長、そこまで質問していない。1番の大きなことだけと、質問しているのは。よろしいですか。（「大綱1でいいんでしょう」の声あり）では、続けてください。

○町長（遠藤稔雄君） それでは、繰り返します。

2点目の、農業基本法の改正が議論されているが、涌谷町は生き残れるかとの質問でございます。

食料・農業・農村基本法の改正は、食料の確保、安定供給、国産農産物の輸出支援、持続可能な経営を行うため、合理的な価格形成の提唱、JAクレジットをはじめとした環境保全型農業の構築による温室効果ガスの削減、作業の効率化を目的とした汎用型水田の整備、ICT技術の導入、改正が主なもので、涌谷町農産物の輸出の取組という実績はございませんが、環境保全型農業の取組、汎用型水田の整備、大規模化に対応するICT技術の導入、整備は実施されてきており、国や県の補助金を上手に活用し、人材育成や大規模農業に対応した農業生産を行えるよう、条件整備を行いながら支援していく所存でございます。

3点目の、農林水産省が目指している大規模農業の実現は現実的なのか、そして家族経営の農業は今後どうするのかとのご質問でございますが、基準が定かではございませんが、50ヘクタール以上が大規模な複合経営と解釈いたしますが、あくまで土地利用型作物、水稻、麦、大豆、飼料作物などでの経営面積であり、涌谷町の農地3,000ヘクタールを60経営体で構築、耕作できる計算になりますが、それは現実的な話ではなく、園芸や畜

産を主体に生産を行う生産者や、2ヘクタール前後の生産者も町内の農地を耕作していただければ、これまでの田園風景が維持されなくなると感じております。

現在、認定農業者数は234経営体であり、生産組合を含めて、農地の86%が集積され、耕作されておりますが、認定農業者の高齢化や後継者不足により、このままの経営が継承されることは不透明なことから、個別経営や生産組合を法人化に誘導し、若者が働きやすい雇用体系を普及させなければならず、県をはじめとする関係機関と協力しながら推進してまいりたいと思います。

以上で私の1回目の答弁を終わらせていただきますが、どうか私自身、農業の振興と農村の維持というものは、ジレンマが毎日感じておりますので、その辺あたりの議論を深めればありがたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） （1）の、早く言えば、国、県に頼らない農業振興は可能かという（1）の趣旨だったんでございますけれども、町長は質問の意図が分からないとおっしゃいましたが、頼らないでやれば自由な政策決定ができるという意味で、そういった希望というか、農業というか、それしかないんですけれども、そのために、まず最初にそこを掲げたわけでございます。

内容に入る前に、今の農業の現実を知らない人は、どうにも、皆さんも理解しづらいのではないかとということで、今、農業の中の業態別というか、畜産、例えば酪農だったり、肥育だったり、養鶏だったり、水稻だったり、園芸だったり、果樹だったり、いろいろあるんですけれども、その農家数というか、それをお知らせいただきたいことと、それに携わっている農家の人々の年代というか、その割合というか、そういったことをちょっとお知らせいただきたいんですが、それを伺ってから次の質問に移りたいと思います。

○議長（大泉 治君） 稲葉議員に申し上げますけれども、通告内容の趣旨をまず質問してもらわないと、答弁とかみ合わない形になりますので、今後、2番目の問題のときには、しっかりと趣旨のことを質問していただきたいと思っております。

産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） まず、今の業態別の戸数ですが、農林業センサスから言いますと、販売農家総数としましては、令和2年現在で718経営体あります。総農家数としては943経営体となっております。その中で、数字、誤差は出てきますけれども、土地利用型農業以外の戸数につきましては把握しておりまして、乳用牛関係の農家数につきましては16経営体、肉用牛につきましては87、豚、養豚関係につきましては3経営体、採卵鶏につきましては4経営体ありまして、それ以外につきましては、同時に経営されている方もいらっしゃいますが、土地利用型農業と、果樹、園芸関係の農家が多く、大まかに8割、9割はそちらになっているような状況でございます。

続いて、年代別ではございますが、今の新しい数字で言いますと、ちょっとお待ちください。2020年の農林業センサス状況でございますが、年代別にいきますと、パーセンテージで言わせていただきますと、35歳から39歳までが9件、40から44が14経営体、45から49は21、50から54が37、55から59が82、60から64歳が138、65から69が206、70から74が133、75から79歳が51、80から84が37、85歳以上が21件ということで、大まかに年齢が60代を超えている部分が多く、農業経営体の実情という形となっております。終わります。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 今答弁いただいた内容から、さらに農家の減少が最近顕著なわけで、乳用牛を飼っている農家は既に最近では1桁になってしまったそうです。私もその中のやっぱり1人なだけけれども、もう1桁です。肉用牛も子牛価格の低迷により激減しております。

それから、農業に携わっている方々の年代が、60代、70代がほとんど中心というか、それぐらいなんです。あしたにも働けなくなる可能性がある方々ばかりではないかと。

ぜひ、町単独でこれを解決しろということは無理なんですけれども、やはり一番最初に、冒頭に申し上げましたように、町の単費で自由な施策決定ができるのであれば、少しでもこれを和らげる政策を、何か自分でオリジナルを考えろとは申しませんが、何か探して手当てすれば、少しでも、さっき言ったことを遅らせることができるのかなと思いますので、そこにつなげたいと思うんですが、それはどのようにお考えでしょうか。やはり国、県のひもがつかないといけないとおっしゃるわけなのか。その辺、ちょっと考えを教えてくださいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） そちらのほうの担い手への手だてという形の解決の方法となると思うんですが、今現在考えていることが、まずは経営を強くしていただくことが大前提だという形で考えております。その経営を強くするために、今現在、これまでもそういう部分で、法人化や株式会社、農事法人などの組織化の中で、経営状況がよく分かるような状況でお願いしていると。その先には、担い手と言われる若い人たちが、見える化によって、どのような形で経営をしていくかの未来が見えることによって後継者が育つものという形で考えております。

一番最初にご質問されましたように、現在取り巻く状況は、資材高騰等は非常に激しいものがございますが、その中で、農業の経営を法人化される方は、それを見定めながら、新たなチャレンジをしながら経営を行っていただいていると。その経営が法人化により、経営状況が見える化によって、やはり雇用が必要だということ、そういう法人につきましては、多く若い方が就農していただいている状況もございますので、その延長上で担い手の確保を、基本的には涌谷町の担い手として育てていきたいという形で考えておりますので、その状況の中で、国の支援が必要な場合は、当然ながらうまく活用しながら、涌谷町の担い手を確保していただくという形で考えています。

ただ、議員言われたように、町長も言いましたように、農村風景をきちっとした形で守っていくという中には、やはり人手が必要な部分も多々あります。その場合につきましては、やはり法人の中で、技術力を持った高齢の方々も、やはり役割を担っていただけないかなという形で考えておるところでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 単費を充実させるというのは、私もなかなか大変だったんです。最初からそれは分かっているだけけれども、やっぱり単費でないと、最初に戻るだけけれども、自由な政策決定の執行ができないということで、小さくても、町長の願う未来のために、ぜひそれを改めて実現していただきたいなと思います。

やはり農業というものは、基盤整備にしても何にしても物すごい金がかかることが多いので、国、県に背を向

けるということは無理だとは思いますが、その中で、やはり小さくてもちょっと光る涌谷町の政策というか、これを期待したいと思います。

結局、それを目指すんだというスタンスの問題なのかなと思いますので、それは町長の決意力というか、決断力というか、今すぐ何をしろという決断はできないと思いますけれども、農業振興をやろうという決断をちょっとお聴かせいただければありがたいと思うんですが。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 今、課長が申し上げましたが、私がここまで農業政策を考えてきたときに、特に水田の汎用化というか、様々な形に水田を利用するにはどうしたらいいかという観点で考えてまいりました。そういったようなときに、県が転作に対して、増えた分に対して補助を出すと。だったら町は、転作した全面積に補助を出してというようなことがありました。これは、やはり国県の流れに沿った形で、町の独自の施策をしたところでございます。

そういった中で、若い人たちの動きが出てきたことも事実でございます。やはり農家といっても、私の経験からは、起業でございますから、自分の資金が足らなければ、どこかの金融機関に借りて、そして、しっかりと、金融機関が認めるような経営計画を立てて、そして金を借りて、それを実行し、そして生活しながら金を支払うと。私自身の経験から、もう一つの方法としては、こういうことがございます。

そういったような動きが出てきたときに、今様々な形で町としてこ入れしている中で、今課長が申し上げましたように、1人、自分だけが、あるいは自分たちだけがお金を残せばいいというような形ではなくて、それを収支をしっかりと記録しておいて、それを、ほかの興味のある方に支給できるような形にしていくというのがまずは大事だろうと思っております。

そういった中で、大規模化していきますと、どうしても人が、労力が足らなくなります。足らなくなるときに、自分としても農業をしながら、一方ではそういったようなお手伝いをしながらお金を頂くというような形。もしかしたら、そういった中で、農業振興と農村地域の維持というのが両立してくるのではないのかなというのが今私の考えといいますか、見えてきている状態でございます。

一方では、それと関係なく、この形の中で、結果として農業を振興しているような動きもございます。そういったようなことでやれば、例えばハウス栽培なんかをしますと、本気になってやっていたら、1反のハウスで25町歩ほどの水田の水稲の所得と同じような形になることも自由でございますので、何を選ぶかは農家を目指す人の自由でございますが、そういったようなひな型も私は前からつくりたいと。

今、課長が、経営が見える化とありましたけれども、これまで私も議員の中で、ずっと農林課とか、そういった当局に、様々ないい実例があるならば、それをしっかりとコピーしていただいて、みんなに普及させることが大事ではないのかなとありましたけれども、これまでは本当にそういった動きがございませんでした。私も質問者と同じように、本当にいろいろしてきておりますけれども、今後は、今課長が言ったように、支援はするよと、その中で、しっかりと経営体になったら、その経営がほかに普及できるのであれば、それをしっかりと後継となる人たちに見せて、だったら自分がやるという形で、いわゆる産地化が形成するような、そして産地化の中で、農業としての雇用が生まれて、それによって自分の農業、プラス雇用の形で農政ができるという、ひな型が私の中でイメージは強くなってきておりますので、そういったような形の中でお見守りいただきたい

と思いますし、またサンプリング的に、どうしても町単独でということでしたら、不公平になるか、ならないかということはたまにありますと、やはり一点突破でございまして、そこに集中して成功していただくということが大事であるのかなど。そうすると、この中で農業がしっかりと、雇用も発生しながら、一個人としての、農家としての、企業としての農家がまた別な形で誕生するというイメージもございまして、そういったようなところで、その過程において、議員としてのアドバイスをいただければ大変ありがたいと思っておりますが、今申し上げましたことは2通りの、農業と農村を維持するための在り方というものが私の中では頭にありますので、ご披露いたしました。

〔午前10時42分 12番 竹中弘光君退席 出席議員数12名〕

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 町長の決意は身にしみて受け止めました。

（2）の農業基本法の改正のことについてお尋ねいたします。今度の農業基本法の改正というものは、一応、自給率アップとかはうたっておりますけれども、やはり国の強権的姿勢というか、緊急時の場合ではございませぬけれども、農家を作るものを従わない場合はペナルティーを課すと言っています。何か農業をやっている、作るものが違うからペナルティーというのは全然なじまないだけけれども、ここで町長に聴いても、それは国会で決めたことはどうにもならないんですけれども、それはどのように感じるのか伺いたいですし、自給率アップは皆で一所懸命やれば可能だと思います。100には絶対ならないだけけれども、60とか70%ぐらいには私はなと思います。人口は10年、20年もすれば、20%、30%も減るわけでございまして、生産量を落とさなければ、それは分母と分子の関係で自給率が当然それだけでも上がっていくわけです。だから、自給率は頑張れば上がるんだということなんだけれども、非常時のペナルティーということだけを考えると、離農者が増えてしまうのではないかという気がして、作る自由というものもあるので、私は作る自由を手放したくないので、ペナルティーと聞くと、やっぱり農業やってらんないなとか、そんなふうになってしまうんですけれども、それについてはどういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） ペナルティーと、何か過料を科すとかという、そういうような話も、これから本格的に実務的な計画を立てられると思いますけれども、そういう過料といいますと、罰金。罰金ということは犯罪者扱い。これはとんでもないことであります。もしそういうことをするのであれば、一所懸命頑張った人に本当の意味での交付金とか助成金を出すとか、そっちのインセンティブ事業をしたほうが私はいいのではないのかなど。一所懸命頑張っていますよ、ですからご褒美をあげますよと言うなら、まだ違和感はないんですけれども、そういったようなことを、文言の整理も含めて、国はしっかりと、農業は国の基だ、その基をつくっている人々を大事にするのが基本だということにもう一回気づいていただきたいと思っております。これは農家の現場を知らない人たちが、もしかしたら何人かいらっしやったのかなど思っておりますので、私は町の代表として、そういうことに対しては非常に違和感を感じるということを、こういう機会に申し上げさせていただきたいと思っております。

ですから、もしやるならばインセンティブ事業の、こういう形にしていいただければ国としても助かりますのでお願いしますというような、交付金とかそういったようなことをするのであって、やはりそれは違うだろうと

思っております。現場の人たちのやる気を起こすのが政策だと私は身にしみて思いますので、やる気をなくすようなことを政策ではあってはならないと、そのように思っておりますので、これは質問者、あるいは議会と共有させていただきたい事項だと感じております。

〔午前10時48分 12番 竹中弘光君着席 出席議員数13名〕

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） これについても町長と100%意見一致したということで、大変安心しました。ただ、ここで安心しただけで、基本法のことについては全然安心しておりません。できれば議会に意見書の提出とかそういったことを働きかけたりしたいなと今思いました。

自給率のアップというものは、今町長おっしゃったように、平時から農家にいろんな補助金、助成金を出して、こういったものを作ったほうがメリットになりますよと誘導すればいいだけの話で、何がペナルティーなんですかと、私はそう思いました。それについては、基本法で農家は潰れないということで、（2）は終わりたいと思います。

（3）の、いわゆる政府、農水省なんかが進める、大規模化で農業は救われるかという趣旨の質問だったんですが、やはり農業には手作業がいっぱいある農家で、大型機械でやれるだけの圃場のインフラは整っていないと思います。田んぼで言えば、用排水の管理などは、やはり少人数の人ではできません。まもなくできなくなるというか、そういった用排水の荒廃も心配になります。大規模化だけでは、やはり耕作放棄地の増加につながるということが目に見えるような気がします。

農業委員会に聴かなければ分からないことではございますけれども、耕作放棄の主原因は何か、どれぐらいあるのか。大規模農家だけでこれは解決できるのかということがございます。

それから、一昔前までは農家が何台も自動車を保有しているということが話題になったんでございますけれども、保護し過ぎだなんていう目先の現象に気を取られているから、今のような農業衰退になると私は思います。目の見えないところで農家も一所懸命頑張って努力しているんです。それは恐らく認識されていると思うんですけれども、一度確認させてください。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 今、間違いなく、機械を大型化してというのは、農業を守るのは機械化、あるいは機械の大型化というのが誰でも当然だと思っております。そういった中で、ただそれだけでいくかということ、ここはアメリカのような1人で3,000ヘクタールとかしている場所ではございませんので、そういった場合、先ほどから申し上げているように、農村地域というものが、農村という風景がなくなってしまいます。いわゆる地域に人がいなくなってしまう。そうしますと、行政におきましても、消防活動とか様々な活動で人が全くいない町になってしまいます。あるいは人が偏った場所にしかいない町になってしまったということが当然懸念されますので、それではちょっと、そういった意味合いで農業というものは、これまでも基礎的な基幹産業と言われてきているのかなど、そのように認識しておりますけれども、そういった場合、やはり、でも大型化しなければならぬことも事実でございます。水田を汎用化して、様々な形で作物を生産するという形になりますと、やはり大型化が必要でございます。

一方では、先ほどから言いましたけれども、特徴ある農業といいますか、畜産関係であったり、あるいはハウ

ス園芸等々であったり、そういったような農業をされても、大きい農業というものは決して規模だけでなく、経営体の所得の大きい農家、小さい農家というものがございますから、私の同級生でございます鹿島台のトマトを作っている人は、たったの7反しか土地がない中で、今みたいな物すごいブランドのトマト生産を行っておりますし、様々な形で経営を各方面に展開しているところでございますので、そういう農家があってもいいのではないのかなと思っております。

そういった中で、大規模化、あるいは様々な雇用が発生しますので、そこは今なじんでおります環境型の事業でありますので、みんなで地域を維持しようということでやっておりますが、そういう対等な形での雇用の在り方というものがたまたま今しておりますので、そういったような雇用の水平移動をしながら地域を守っていききたいなど、そのように思っております。

ですから、大きい農業と、それから規模的には小さい農業、規模的に小さくても経営としてはしっかりしている農業、あるいは補完するためには、そういった大規模農業者を支えながら自分も生きると、そういう様々な形態の中で、新しい私どもの農業というものが今形成されてきているのではないのかなと思っておりますので、先ほど三浦課長が言うのは、そういう一人、自分だけではなくて、経営体何かすばらしい事業を興したときに、それが涌谷町全体に波及するためにも、経営の中身をしっかりと記録して、しっかりと見せていただくということが大事なのかなと思っておりますので、こういう方向に進めばいいかなと思っておりますし、そのように誘導したいと思っております。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） そういう方向は少し見えてきたとは思いますが、やはりこれまでの20年、30年というか、兼業農業は大分攻撃を受けた、社会から。やはり兼業農家がなくて、日本の農業はここ20年、30年は成り立っていかないと思います。もう一回、兼業農家を大事にして、兼業農家が外車を持ってもいいではないですか、早い話が。それでもいいと思うんです。分かりやすく言えば、それだと思います。兼業農家もいて、いわゆる農業者のいる集落というか、そういったものを守っていければ、大規模農業を補完する小さい経営体と一緒に、集落というか、そういったことを守っていける。この30年何かみんな失くしてしまった。失くしたのはいいんだけど、しょうがないから、新しい30年に向かってもう少し違う形をつくっていかうというか、そう思いますが、担当課ではどう考えていますか。そうではないということであれば、そう言っていただければありがたいです。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） ご心配ありがとうございます。兼業農家を保護するという考えではなく、兼業農家の方々にどれだけ協力していただけるかということが必要だと思っております。また、今回の食料・農業・農村基本法の中でも、多様な人材の育成という部分がうたわれております。その中で、涌谷町のこれまで20年、30年で農家戸数は半減しております。その中で、小さい農家と言われる兼業農家も含めて、その部分がなければ、当然ながら辞めてはほしくないという考えはございますし、なおさらコミュニティーをつくっていく上でも必要だと考えておりますので、その辺は十分注意しながら行っていきたいと考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 農業については、技術的なことなんかをしゃべったら今日中に終わらないので、大体これ

で終わりに。

最近、河北ではこのように毎日のように農業に関する記事を出しています。本当に昨日もおとといも、ちょっとコピーしてきた。それだけ新聞でも、新聞で出るということは、一般的にこれだけ大事なことなんだよという私は認識なので、これからも、私は農業者ですけれども、農業者でない方々にもいろいろ関心を持っていただいて、ぜひ農業を守っていききたいなと思います。それでは、第1問を終わります。

引き続き第2問に行っていいたいでしょうか。

○議長（大泉 治君） どうぞ。

○6番（稲葉 定君） それでは、大きな2問目の質問でございます。稲わら焼却を考え直さないかという質問でございます。

来月に予定されている、保管中の稲わらを再測定して8,000ベクレルに満たないものを搬出して焼却するという計画をもう一度考えてみようと思います。考えてみれば、これは原発事故の年の夏以降だったと記憶しますが、我が家で保管していた稲わらも8,000ベクレル超だという結果になり、集積して保管という話になり、見識の高い農家の方々が自分の敷地に保管ハウスの建設を容認していただきました。一、二年ぐらいの時間だという話だったはずでした。それが、こんなに時間が経過してしまいました。県や町の職員に責任はないのですが、全く当ての無い、うその結果となりました。

そういった経緯から、このことから私は逃げませんので、最後までできることをしたいと思います。通告に対しての答弁をお願いします。

○議長（大泉 治君） 先ほど申し上げましたが、文章はライブで流れませんので、きちんと質問をしていただいて、答弁を求めてください。

○6番（稲葉 定君） それでは、（1）ですが、8,000ベクレル超の稲わらは涌谷町から消えればいいんでしょうかということでございます。

それから、（2）は、焼却場所の、住民はそれを知らないのでは、それは違法にはならないのかということですね。

3番は、放射能に対してちょっと安易過ぎるのではないかとということでございます。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤 積雄君登壇〕

○町長（遠藤 積雄君） 質問項目第2、大綱2番での、環境省主導での稲わら焼却を再考せよというご質問でございます。

まず、第1点目でございますが、自分の住む地域から放射能を含む稲わらがなくなればいいのかのご質問でございますが、当該廃棄物を含めて、8,000ベクレル以下の廃棄物は、通常の廃棄物と同様の処理ができるものであることから、その範囲内での他の自治体に協力をお願いしているところでございます。受入れ自治体につきましては、町の状況を説明した上で、ご理解をいただき、風評被害が生じないよう、事業者名や所在自治体の特定につながる情報を非公表とすることを条件に処理委託の受入れを承諾していただいているところでございます。

町といたしましては、現在進めている焼却やすき込みによる8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物の処理

と並行して、県外事業者を活用した処理を実施することで、保管農家の負担解消を加速化させたいと考えております。

2点目の、焼却施設の地域の住民にどうして知らせないのか、違法ではないかとの質問でございますが、県外事業者はこれまで廃棄物処理に取り組むに当たって、放射能濃度を含め各種基準を満たした廃棄物は通常業務の範疇で受け入れることを地域住民に説明し、了承を得てきており、説明会を開くことで、事業者名や所在自治体の特定につながり、風評被害が生じるおそれがあることから、改めて説明会を開くことはしておりません。廃棄物処理法上、必要な事業者の処理施設が所在する自治体との協議は既に行っており、事業者名や所在自治体の特定につながる情報を非公表とすることを条件に、処理委託の受入れの承諾を得ていたところでございます。

3点目の、放射能に対する考えが安易過ぎないかとのご質問でございますが、8,000ベクレル以下の廃棄物の処理の安全性につきましては、国が指定廃棄物の指定基準を決める過程におきまして、通常の処理方法によって安全に処理できることを既に確認しているところでございます。もちろん担当課では、当該県外事業者の処理施設を訪問した上で、処理工程や管理基準等について法令上問題ないことを確認しております。

町といたしましては、県外事業者によるモニタリング結果や処理の進捗状況、県外事業者と情報共有を密に行い、処理委託及び処理対象の搬出をもって終わりとする事なく、処理が完了するまで責任を持って対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 私は8,000ベクレル超の稲わらを保管している農家を時々訪問して、状況の確認をしてまいりました。その農家の方々は保管ハウスの周りの草刈りなどを行って、本来ならば農業公社がやるべき仕事だということなんです、その農家が管理しています。しかも、これまでの保管料など1円もまだ払っていないらしいではありませんか。そもそもこの一部の稲わらは我が家のものですから、何かすごく申し訳ない気分になります。そこからいつ搬出するかは、その農家に知らせているのでしょうか。管理をいつまでしなければいけないかという農家の方々の心配もございます。今回のこのような手法は少し身勝手ではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 保管ハウスにつきましては、農業公社ではなく、あちらの施設につきましては、県の施設という形でお借りしている形になっております。その中で、いつまでということでしたが、今回、前回の議会でもお話ししたとおり、一度8,000ベクレル以下であることを確認した後、今年度中には今保管されている農家の庭先からは移動するという見込みで考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 8,000ベクレルを下回れば、今やっているクリーンセンターでの焼却でも処理可能という理屈になるわけなんです、何で県外搬出になったのか。時間もあまりないんだけど、それをちょっと手短かに。何で県外搬出、今のクリーンセンターの処理に、一緒に燃やせばいいのではないのかと思うんですけども、それはちょっと明確に答えていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 確かに8,000ベクレル以下になった部分につきましては、同様の処理の方法は可能ではございますが、もともと8,000ベクレル以下であったものにつきまして、このような形で実施しますという、各地域で説明会を実施しております。その中で、今回県外処理をする部分につきましては想定していないという形で住民の方々に説明しておりますので、そのため大崎広域で持っている処理施設ではできないという形になりまして、その結果、県外処理の方法を選択したという形になっております。終わります。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） そのことについてはあまり理解はできないんですけれども、無理にしているんだろうなという私の理解でございます。

2番目の、償却場所の住民は被害を受ける可能性があるのでは違法ではないかという質問だったんですが、私はちょっとネットで調べましたら、環境省の仮設焼却炉が福島県の塙町というところがございます。そこではないかと思うんですけれども、人口8,000人超の小さな町で、それは失礼なんですけれども、そういった町に環境省の焼却炉があると聞きましたが、そこではないんですね。どうでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 県外の事業者につきましては、以前の議会でも申し上げたとおり、非公表としておりますので、申し上げられません。終わります。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） その焼却施設から出る排煙というのは、第三者が濃度の測定とかしていませんので、安全だ、安全だと言われても、それはなかなか、そうですかと、これまでのいろいろなことから、うのみにはできない。それで、もしかしたらそこに危害を加えているのであれば、それは犯罪行為ではないのかということで、違法ではないんですかという質問に成り立ったわけなんですけど、絶対大丈夫なんです。水俣でも何でも、大丈夫だ、大丈夫だと言って、危害を加えて、そういう事件になったんですから。全体大丈夫なんだろうね。いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 県外施設につきましては、私も確認しておりますし、その中でどのような形で数値の管理をしているかということも確認しております。その中で、もともとその数値を操作するということは前提としておりませんので、その部分に関しては間違いないものと考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 間違いないと言われれば、あとは、いや、違うだろうという今数字、何もないので、それは何も申し上げられませんけれども、これからするわけですから、本当に間違いのないようにやっていただきたい。自分が被害を受けなければいいという問題ではなくて、その焼却場所の住民が被害を受けるのですから、絶対に間違いのないように。

放射能というものは、（3）の放射能ということの、安易過ぎないかということにも関連するんですけれども、（3）で、安易過ぎないかということは、今言ったような排煙に含まれる放射能は、1,000人に1人とか1万人に1人でも、それは影響を与えたことになる。100人中100人に影響があったら、影響はあるのではなくて、1万

人に1人でも影響を与えたことになるので、十分に念頭に入れて、事業を継続していただきたいと思います。
終わります。

○議長（大泉 治君） 答弁は必要ですか。（「あれば、いただきます」の声あり）産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 住民の方々に安全に安心していただけるような形で事業を進めていただきますので、ご理解いただきたいと思います。終わります。

○議長（大泉 治君） 休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

7番只野 順君、登壇願います。

〔7番 只野 順君登壇〕

○7番（只野 順君） 7番只野 順でございます。通告いたしておりました内容について、最初に教育長に、小学生の体力向上についてを題にして質問したいと思います。

質問項目の1でございますが、コロナ禍における運動不足について、体力測定の検証と分析はが1点目。

2点目、全国体力・運動能力調査では、全国的に子供の体力低下が認められるという方向性が出ていますが、本町は県内でどのような位置にあるのかという点をお聴きします。

さらに、3点目として、県教育委員会ではウェブにおいて運動広場を使って、縄跳び、マラソンとかそういった競技をコロナ禍の中において体育館の中とか、そういったどこでもやれるということで行っているようでございます。その実施の経過、あるいは本町では小学校でどういう取組をしていくのか、その点についてお聴きしたいと思います。

さらに、4点目といたしまして、冬場の運動不足との兼ね合いで、やはり団体競技、あるいは子供たちの団結力とか、あるいは協働性とかを養うには運動が一番いいのかなと思っております。そういった点について、仲間づくりに取り組む考えはいかがなものかと思ひまして、質問いたします。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 教育長。

〔教育長 柴 有司君登壇〕

○教育長（柴 有司君） 7番只野議員の一般質問にお答えいたします。

小学生の体力向上についてということのご質問でございますが、初めに、文部科学省で行っております全国体力・運動能力、運動習慣等調査の概要についてお話しさせていただきます。本調査につきましては、文部科学省が平成20年度から行っている調査で、対象は全国の小学校5年生男女及び中学校2年生男女で、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルのシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ等の8種目の体力テストのほか、運動習慣や生活習慣等に関する質問の調査となっております。

1点目の、コロナ禍における運動不足の検証と分析はとのご質問ですが、宮城県教育委員会がまとめた令和5年度の宮城県の調査結果によりますと、平成30年度以降低下しておりました体力テストの合計点につきましては、令和5年度は全ての対象学年で前年度の数値より上昇したと検証されております。合計点が上昇した要因といたしましては、コロナ禍による3密を避ける生活が招いた著しい体力低下に対する各学校での危機意識の高揚、それから県教育委員会の体力・運動能力向上センター事業の開始に伴って、各学校で組織的な取組が図られてきていることが数値の上昇につながったものと思われまます。

次に、2点目の、涌谷町の結果は県内でどのような数値かとのご質問ですが、小学校5年生男子では、県平均52.03ポイントに対し49.4ポイント、差は2.63ポイント、小学校5年生女子では、県平均53.97ポイントに対し49.5ポイント、差は4.47ポイントと、男女とも県平均をやや下回る結果となっております。

3点目の、県教育委員会主催のウェブ縄跳び等の実施校と今後の見通しはとのご質問ですが、令和5年度の参加校につきましては、県内では373校中103校が参加しており、当町では涌谷第一小学校が1チーム参加しております。なお、涌谷第一小学校と月将館小学校につきましては、令和6年度、今年度も参加する見込みとなっております。

次に、4点目の、冬場の運動の取組についての現状はとのご質問ですが、運動量が減りがちとなる冬場につきましては、休み時間を利用した業間マラソンや鉄棒、縄跳びカードの活用、雨天時の体育館の使用など、各学校でそれぞれ体力向上に取り組んでおります。また、団体競技による団結心、仲間づくりにつながる取組はとのご質問ですが、各校では運動会の団体種目や体育の授業での団体競技を通じて、団結心の心を育むことに取り組んでいるところでございます。

現在、涌谷町においては、各学校における体力向上取組のほか、県教育委員会の体力向上コーディネーターが各学校を巡回訪問し、学校の取組や体育の授業内容への助言をいただきながら取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、県教育委員会の事業を活用するなど、涌谷町の子供たちの体力向上に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上、只野議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） ただいま答弁いただきまして、5月の運動会等に今回、4年ぶりですね、コロナで、子供たちの元気な姿を見せていただいて、非常に感動をいたしました。ただ、やはりこの4年間でも子供の数が大変減っているなというような感想でもございます。そういった中で、県の中でも、運動に関しては、やはりもう少し力を入れて取り組んで、子供たちの健康管理というか、そういったところに力を置くべきかなと思います。

それで、県教委の、県の報告だと、幾らかコロナ禍の中でも上がっていると。その取組は、やはり親御さんたちがコロナ禍で運動不足、室内での過ごす回数が多いとか、そういうものがやはり具体的に心配だということで、独自に取り組んでいるような状況でもございます。

上がる分には、私は非常にそれはいいと思いますけれども、さらに各、今第一小学校、あるいは月将館でも今後縄跳びとかそういったものに取り組んでまいるとのことだし、それぞれ競争心を持って、そして個人競技

もありますから、やはりそういった点について、教育長が賞を出すとか、あるいは、やはり子供たちに何か頑張る、そういったご褒美を出しながら、更に子供たちの取組を推進させてもらいたいなと思っております。

今後コロナ禍が収束しても、インフルとかそういったもの、あるいは今、熱中症等に関して、室内での運動が多くなると思いますので、やはりそういったものを継続して取り組んでいくために、コーディネーターも来ていますというお話ですが、やはりそういった認識を町民あるいは親御さんと共有しながら子育てをしていただきたいと思いますと思っております。

まず、その辺について、教育長、この間データから見て、そして涌谷町の到達している点と、その点についてもう一度ご回答をお願いします。

○教育長（柴 有司君） 運動会に、まずは多くの議員さん方においでいただいて、制限のない運動会を見ていただき、応援をいただいたこと、この場を借りて御礼申し上げます。私も久しぶりに制限のない運動会を見て、歌声が響く青空の下、子供たちが生き生きと活動する様子を見て、非常に感動いたしました。その感動を物にして賞品にするという考え方もあるかもしれませんが、昔ですと、私たちの頃は走り終わると、何等とついたノートを頂いたりして、それなりに勝者の喜び、敗者の悔しさみたいなものを味わったんですけども、現在はなかなか物で賞賛するというのはなじまないのかなと思っておりますので、私自身は現在、各校のやり方に任せているという状態で、そして町として何か賞を出すという考えは今のところございません。

それから、議員のお話の中に、家庭によって運動が支えられた。確かにそういう面はあるかと思えます。スポーツ少年団や何らかの運動施設に通わせたりする、そういうことは、家庭の考え方や経済状態などによって、コロナ禍に支えられた部分はあるのかなと思えます。

一方、中学校の、今回の質問は小学校のということでございますが、中学校の部活動などにも、涌谷中学校は任意加入にしているんですけども、おおよそ9割近くの子供たちが、それでも入部して、何らかの運動を続けようという意思を持っておりますので、ぜひ子供たちにも、小学校の場合は小学校の運動機会を、教科体育、授業の中でやっぱり運動好きの子を育てる。もっと下げれば、幼稚園教育の中でも自由遊びや運動の楽しさを味あわせるというようなことを積み重ねて、町としていきながら、幼稚園には幼稚園時代の、小学校時代には小学校時代の、そして中学生には中学校時代の、そして生涯体育につながるような指導といたしますか、そういうことを町として行っていければなということで考えてはおります。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） 家庭でというか、地域のスポーツ少年団とか、あるいはそういったところで、各種大会は行われておりましたので、コロナ禍でも。やはりそういったところに参加して、親御さんと競技に参加しているとか、あるいは涌谷町も3月にクロスカントリー大会とかがありまして、ずっと例年続いてきていますけれども、そういったところにも子供たちが参加していますし、隣町もそうですし、あるいは隣町の指導者の方が涌谷町に来て、陸上の指導をしていただいているというところもあると思えますし、そういった運動機会を多く捉えて、やはりどんどん、学力もそうですけれども、体力強化が子供たちにとって非常にいいのかなと思っております。

なおさらこういったところで、先ほど言いましたけれども、教育長杯とか、あるいは町長杯とかというのは、昔、私たちのときは、それによって大分頑張ったというところもありますけれども、やはり形を変えて、少し

応援できるもの、何等賞ということではなくて、出せるものがあれば、そういった思いを少し子供たちに伝えられればいいのかなと思いますので、その辺、担当職員と検討していただいて、今の若い感覚で応援していただければと思っております。

それから、やはり一番は冬場の運動で、体育館の中でやる行事ということでございますから、縄跳びとかマラソン大会とかといういろいろなメニューがありますけれども、それをやっぱり充実させて、その得意分野、得意な子供たち、団結力を磨くのは縄跳びとか、9人制、あるいは10人から21人の部とかと、県のほうの、お分かりだと思いますけれども、そういう状況があります。それと、マラソンに関しては距離を走って何位ということで、隣の中塚小学校が結構長距離というか、マラソンの部では上位のほうでありますし、それから縄跳びも県内、石巻もそうですし、それぞれの学校で取り組んで、やはりそういったデータを見せながら、子供たちのやる気を起こしていただければなと思いますので、その辺の取組をもう一度返答お願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 確かに、運動の動機づけなどを校長会などでも呼びかけて、賞々ではなくて、運動好きの子供たちを育てられるように検討させていただきます。

それから、体力と学力の相関関係というものは、確かに数値的にもある程度関係があるという部分は言われておりますので、運動のなおさらの奨励というところを声がけてまいりたいと思います。

ただ、先ほど、冒頭申し上げた体力・運動能力調査の中に、運動習慣とか生活習慣に関する調査もあるんですけども、その辺の分析をしますと、家庭での食生活の問題だとか、それから、いわゆるスクリーンタイムと言われる、長時間画面を見ている、スマホだったり、ゲームをしたり、テレビ、その時間が非常に長いということが心配される状況です。今、数値は申し上げませんが、家庭なども連携しながら、こういった、一方でコロナ禍ですっかり浸透してしまったスクリーンタイムの長さみたいなものも省みながら、使わないということではなくて、そして一方、運動も行うと、そういう知・徳・体、バランスの取れた生活習慣、運動習慣につなげられるよう工夫してまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） 今のお話を聴いて、私もデータのほうは見ていますので、教育委員会だけではなくて、家庭でのそういった食生活とか、あるいは生活習慣のほうもあると思いますので、ぜひ連携して子育て支援に充ていただければなと思います。質問はここで終わります。

次に、山形県大石田町との交流についてでございます。

2013年に友好協定を結びまして、10年が過ぎまして、昨年度に町長と議長は大石田町に行って、10年目のご挨拶をしてきたとはお聴きしておりますけれども、この10年間のことに対しまして、これまでの評価をまず第1点お聴きしたいと思います。

それから、2番目といたしまして、この間コロナ禍による町民同士の交流が停滞していたと感じますけれども、今後どういった交流を目指すのか。その2点について、町長の答弁をお願いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 山形県大石田町との交流についてのご質問でございます。

質問1点目の、2013年に友好協定を結び10年になるが、これまでの交流の評価とのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、友好交流協定につきましては、平成23年に発生した東日本大震災を受け、今後、大規模災害が発生した際に助け合える相手先を探していた両町が、旧知の仲の職員がいたことがきっかけとなりまして、平成25年9月20日に締結に至ったものでございます。その後、雪国体験や砂金取り体験、野球のスポーツ少年団の大会への招待等による、子供たちによる相互交流、大石田まつりや秋の山唄全国大会への相互出演による大人たちの文化交流、大石田そばまつりや、わくや産業祭への相互出店による産業交流を進めてきたほか、各種団体の交流研修会の開催が行われてまいりました。

また、当初の目的でございます災害時相互支援につきましても、令和元年の東日本台風、令和4年の福島県沖地震で涌谷町が被災した際には、大石田町から駆けつけ支援をいただきました。令和2年の最上川の水害の際には、涌谷町から職員を派遣し、支援を行ったところでございます。

このほかにも、今日までも交流だけではなく、様々な出来事を通して絆を深め合ってこられたものと考えております。そのあかしとして、昨年、友好協定締結10年を記念して、大石田町で式典を開催いたしました。これを足がかりに、次の10年への基となるものと考えております。昨日、おとといあたりと、議員が出かけて交流を深めてきたとも聞いておりますが。

2点目の、コロナ禍により町民同士の交流が停滞したとを感じるが、今後どういった交流を目指すのかとの質問でございます。確かにコロナ禍で交流活動に制限がございましたが、昨年5月にコロナが5類に分類され、徐々に交流活動が活発になってきております。例えば、昨年夏の大石田町の維新祭には、町内の団体が出演、今年の桜まつりには、大石田町からの団体が出演、あるいは当町の健康推進員13名が昨年10月に大石田町で意見交換を行うなど、民間での交流も順次再開しており、コロナ前の交流をベースにしつつ、交流範囲が拡大していくことを望んでおります。

また、行政が主導する交流につきましても、様々な交流が考えられますので、引き続き交流の拡大、拡充を図ってまいりますが、議員皆様におかれましても積極的に交流していただき、交流の裾野を広げる活動を進めていただきますようお願い申し上げます。

以上1点目、答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） 今、大石田との交流から10年を、この間交流協定の締結というか、そういったお祝いに町長も行って、そして今後の方向性もということで、今いろいろな面で事業を行ったり、ソバの栽培とか、中学生の雪国体験とか、私もちょっと経験させていただきましたけれども、非常に内容的には、当町と大石田町の中学生の交流とか、そういったものは今後も続けるべきかなと思ひまして、そういった取組も再開していただきたいと思いますと思っております。

また、健康推進員さんが交流をしておるとか、議員も1度、2度、行ったり来たりはしていますけれども、この間、新しい議員たちは大石田に行っていない方、交流していない方々もおりますし、ぜひ今後とも当町と大石田の関係をやはり深めるためにも、議員同士も積極的に取り組んでいければと思います。

そこで町長に、この交流について少し予算措置をしていただきたいと思ひますが、そういった点では、どういった、大石田との関係もありますけれども、涌谷町ではそういった面で予算措置を考えているのか、お

聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 改めまして、交流につきましての予算措置というものは、具体的にこういうことをするかこうしたいという予算措置は特に取っておらないところでございますが、必要に応じてというのが実情でございますし、何よりも当町と大石田町、非常に気心が知れておりますから、いわゆる今のところは個人のレベルでの付き合いが強いなど、そのように感じております。ただ、町として様々なイベント等々での、どうしても大石田町というのであれば、それは予算措置でありますけれども、秋の山唄大会での10周年を記念しての審査員をお願いするとか、あるいは私どもが向こうにお邪魔して、何らかのイベントに行くときには、そういったような、それぞれの各課、各事業における予算措置の範囲で行っている事情でございますので、特に目立って何々しての予算措置、特筆すべき予算措置というものは今のところは考えておらない状態でございます。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） 各団体、あるいは各取組ということで、当然予算云々よりも人同士の交流、特に秋の山唄は来ていただいていますし、審査委員長になっていただいている議長もおりますし、さらに、そばまつりで、やはり私たちも一緒に交流しながらということでも行ったり来たりもしています。さらに、ソバの栽培と、あるいは先ほど言いました雪国体験とか、子供たちにとって環境の厳しい中で、山形のおいしさはこういうところにあるんだよというふうなことも勉強というか、一つの体験として非常に重要だと思いますので、その辺の再開は教育委員会をお願いしたいと思いますし、町長には、これ以上に大石田との関係で、若い人たちは維新祭に行って、よさこいを踊ったり、あるいはいろいろな行事には参加していますし、夏の花火大会は、山形一の花火大会で、何度も伺ったことがありますので、やはりそういったこともお互いに、もう少し宣伝というか、その辺も含めまして、やはり取り組んでいければなと思っています。

今、健康推進員さんのほうで交流をしてきたと聞いていますけれども、それは健康推進員さんの独自の計画で、独自の予算で行ったのかどうか、1点だけお聴きしておきたいと思っておりますけれども。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山 裕行君） 健康推進員の大石田町との交流でございますが、そちらにつきましては健康推進員の予算で行っていると思います。以上です。

○議長（大泉 治君） 前の質問について、いろんな事業をやっているけれどもという質問。それと、雪国体験とか、そういったことについて。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎 俊一君） それでは、お答えさせていただきます。

各種事業の予算ということですが、各種事業をやるということであれば、各課で予算措置をしていただいて、説明をしていただいた中で精査させていただくということになると思います。雪国体験の継続等については、生涯学習課から答えていただいたほうがよろしいかと思っておりますので。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部 雅裕君） お答えします。

雪国体験につきましては、本年度はまだ事業の予算要求等はしておりませんので、次年度以降の検討になるかと思われまます。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） 大石田町との交流ということで、これまで実績を積み上げてきていますので、ぜひ再開できるものは再開する、そして予算化も当然含まれると思いますから、しっかりと交流に力を入れて、そしてやっぱり我が町と大石田は共に絆を深め合って、災害時は特に、水道もそうですし、来ていただきましたから、やっぱりそういった取組をしておかないと、今年の初めみたいに能登半島の地震とか、いつ起こるかも分かりませんし、お互いに、水害の町でもありますから、やっぱりさらに交流を深めていただきたいと思います。最後に町長に一言だけお願いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 雄雄君） ただいま、単独で事業費をつけるということになりますと、例えば韓国、アメリカとの交流とか、そういったようなことになるとは思いますけれども、大石田に関しましては、お付き合いが深いものでございますので、各課でそれぞれ事業として、もちろん大石田町とも連携を取りながら、そして各課で予算づけをするのが一番いいスタイルであろうと、そのように思っております。そのほうが、単独での予算化というものは、今までの経験からなじまないものと思っておりますので、各課で様々な事業を起こして、そしてどのような事業効果を求めていくかということ、底辺には親睦がございますけれども、そういったようなものを高め合えればいいかなと思っております。そういった中で、議員の皆様におかれまして、もともと議会同士の付き合いがございましたので、またそういったような議会同士の付き合いを深めていただきながら、両町で何が交流上必要なかということもお互いリサーチして、行政のほうに届けていただくことも必要になるかと、そのように思っておりますので、今のところは各課での各事業を予算化することで、これまでどおり対応していきたい。そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（大泉 治君） 休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

2番二上光子君、一般質問席へ登壇願います。

〔2番 二上光子君登壇〕

○2番（二上光子君） 2番二上光子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

項目1で、子宮頸がんHPVワクチン接種について。

- 1、直近までのキャッチアップ接種者数と接種率はどのような状況か。
- 2、来年3月までの定期接種率を上げるための周知、啓発は行っているか。

3、男性へのHPVワクチン接種の啓発は行っているか。

子宮頸がんなどを引き起こすヒトパピローマウイルス、HPVの感染を予防するワクチンについて、定期接種を逃した女性を対象とした特例措置、キャッチアップ接種が来年の3月末に終了いたします。接種は計3回で約6か月間かかるため、全額公費で受けるには今年9月頃まで1回目を打つ必要があります。厚生労働省の意識調査で、キャッチアップ接種の対象となっている女性のうち48.5%と半数近くがこの制度を知らないとの結果が発表されました。

当町の接種率と、どのような状況か、伺います。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 子宮頸がんHPVワクチン接種についての質問でございます。私も管内で、このキャッチアップ接種というもの当初分かりませんでした。子宮がん、子宮体がん、様々な形で罹患しまして、例えばウィッグをつけている女性の方とか、そういったような方が今抗がん治療で苦勞していることはよく理解しております。そういったことの防止につながるご質問と受け止めております。

それでは、2番二上光子議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問要旨1点目の、直近までのキャッチアップ接種者数と接種率はどのような状況かのご質問でございますが、HPVワクチンにつきましては、子宮頸がんを予防できる予防接種として実施されているものであり、平成25年4月から定期接種に位置付けられております。しかし、重篤な副反応が見られたため、同年6月から積極的な勧奨は差し控えられておりました。

私どもの議会におきましても、この必要性を一般質問等々の中で質問を受けておりますし、町としても対応したわけでございますけれども、いわゆる重篤な副反応で、積極的な勧奨は差し控えておりました。

令和3年11月に専門家の評価により、HPVワクチンの積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされたことから、令和4年4月から個別勧奨を再開しております。この差し控え時期に接種対象となっていた方々を公費負担で接種するキャッチアップ接種を令和4年度から令和6年度までの3年間で実施することとなっております。

今年度の対象者は、平成9年度生まれから平成19年度生まれの女性となっており、対象者は452名中、接種者が22名で、接種率は4.8%となっております。

2点目の、来年3月までの定期接種率を上げるための周知、啓発は行っているかのご質問でございますが、厚生労働省からの自治体説明会におきましては、接種率向上には個別通知が推奨されております。当町におきましても、4月に未接種者430名に個別通知をするとともに、ホームページ及び広報に掲載し、キャッチアップ接種を呼びかけております。

3点目の、男性へのHPVワクチン接種の啓発は行っているかのご質問でございますが、自治体説明会におきましては、男性への接種が薬事承認されているワクチンについて、有効性や安全性は一定程度認められたものの、費用対効果の面で課題があり、定期接種については検討が必要とのことございました。以上のことから、当町におきましては、定期接種ではないこと、さらに国から積極的な啓発の指示がないこともございまして、男性への啓発は行っておりません。今後、国の動向を注視していきたいと考えております。

以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） ご答弁いただきました。1点目の452名のうち22名の接種ということと、4.8%というあまりにも低い数字にびっくりしております。

こちらの子宮頸がんウイルスワクチンについては、若い女性に多く発症するのが特徴で、20歳代から患者数が増えて、40歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまう人が年間3,000人から4,000人おります。まだ子供を産みたい世代の方々です。ワクチンのリスクについては十分な情報がなく決められないといった答えをお持ちの、アンケートでの発表なんですけど、51.2%と高い数値になっております。10万円と高額なワクチンが今は国が負担し、無料で実施されます。安全性についても厚生労働省専門部会で立証され、希望する人は早めの接種を検討してほしいと呼びかけております。

今年の2月に再度、個別通知の連絡事務が発出されたというところで、4月に430名の方々に個別通知を出していただいたと伺いました。どのような内容での個別通知となっているのか、お伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 通知におきましては、接種対象者、あと接種期間、接種費用等記載しまして、あと接種方法、接種のスケジュールと接種ができる指定医療機関、あと厚生労働省から示されておりますリーフレットを同封いたしまして、対象者に送付しております。以上です。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） ホームページを見せていただきまして、詳しく涌谷町のホームページに記載を確認させていただきました。なかなか子宮頸がんワクチンにおきましては、保護者の方と、本当にその安全面といったところにごく不安がございまして、こちらについては厚生労働省の部会でも、間違いのないといった数値が出ております。

また、近隣自治体では、がん予防ができるワクチンであること、また安全性でがんの有効であることなどを含めて、個別対応で広く通知を行っているという聞いております。そういった流れは含まれているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 通知につきましては、接種による有効性及び副反応のリスクについて、国で、副反応のリスクが上回るという形が認められたことから、接種の機会を提供しているという形で、通知では示しております。以上です。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 51.2%といった数値のアンケートの返答によりまして、本当にこの安全性といったものに不安があるというところが、すごくそちらに焦点が当たっているような状況なんですけど、このワクチンにつきましては、医師会によって、がんが予防できる、先ほどもお話しさせていただきましたが、子宮頸がんの治療につきましては、子宮を失ってしまうという流れがございまして。

先頃、民間の有識者グループ、人口戦略会議で消滅可能性自治体の公表がございました。まさに20代から30代までの若年女性人口を分析したものであり、若い方々の命を守るために未来へとつながる重要な今回の制度を

活用して、広く周知徹底すべきものと考えます。

1回目の、今回初めて受ける方々は、来年の3月で終了いたしますので、9月には必ず1回目は受けなければなりません。6か月間で3回受ける形になりますので、そちらに何とか周知徹底をすべきものと考えます。4月に周知をしていただきましたので、ぜひとも9月前に再度個別通知をできないものか、お伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 議員おっしゃるとおり、接種回数につきましては3回、約6か月間で終了しなければなりません。今後、2回目の通知につきましては、2月接種終了を目指すような形で8月頃発送してはどうかというところで今検討はしております。ただ、対象者が高校生ということもありまして、全国的には夏休みなどの長期休暇で接種することが接種率向上にもつながるのではないかと考えておりますので、夏休み前の通知も検討しておるところでございます。

それと、定期接種につきましては、高校1年生が最終年度となります。来年度以降の今のところのキャッチアップの予定はないようですので、高校1年生につきましても、そうなれば今年度が最終年度となりますことから、7月中に通知の必要があるのではと、こちらでは考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 予想していたお返事を賜りまして、大変にうれしく思います。定期接種の方々の分まで通知をしていただくということで、本当に大事な制度になりますので、何とか、受けられなかったということがないように、ぜひ通知をお願いしたいと思います。

3番目の、男性へのHPVワクチン接種の啓発についてでございます。昨年12月に、日本医師会、日本産婦人科医会、予防接種推進専門協議会より、男性へのHPVワクチン定期接種化を求める要望書が厚生労働省に提出をされました。また、男子大学生が定期接種化ワクチン無料を要望し、1万5,000人の署名を提出しております。

女性のみならずワクチン接種を強いるのではなく、男女ともにワクチンを接種することでHPV関連の疾病が減少する集団免疫が得られるとの報告がございます。男性へのワクチン接種が拡大することで、女子への感染、子宮頸がんの予防効果があり、全体のHPV関連がんの罹患、死亡を減らすことが期待されております。当町のご見解をお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） まず、男性へのHPVワクチンの接種につきましては、町長の答弁にもございましたとおり、費用対効果の面では課題があるので、国では定期接種については検討が必要ということでございますので、男性の接種につきましては今後、国の考え方等を注視しながら検討していくという形に考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） できれば男性へのワクチン接種の啓発といったものも通知の際に加えていただければ、とてもありがたいんですが、どうかこの制度を利用できないまま終了しないよう、そちらも含めまして通知等を行っていただければと思います。

次に、防災・減災の対策について伺います。

今年の元日に発生した能登半島地震から5か月が過ぎ、石川県では4,000人を超える住民の方々が避難生活をいまだされております。日常生活への早期復旧をお祈りいたします。

今回の地震では、帰省や滞在者が増えた元日に発生し、停電や道路の寸断で長時間にわたり通信がストップ、地域防災計画に想定した地震ではなかったとされ、想定外の出来事が重なり、被害が大きくなったとされています。

これから多発する想定外の災害に対して、当町の平時における災害対策について伺います。

1点目に、避難所の備蓄品など納入業者との協定はどのような状況で進んでいるか、お伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 2項目め、3項目めまでお願いします。

○2番（二上光子君） 2点目が、近隣自治体との災害協定はどのようになっているか。

3点目に、フェーズフリーな防災対策の普及と啓発について取り組む考えはあるかという内容になっております。お伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 大綱2番の防災・減災の対策についての質問でございます。

質問要旨1点目の、避難所の備蓄品など納入業者との協定はどのような状況かとの質問でございますが、行政報告でも災害時の協定について報告申し上げましたが、6月11日に佐川急便株式会社南東北支店様と物資の受け入れ輸送、配送について協定を締結いたしました。また、町内小売店舗や大型店、飲料メーカー様などと生活用品や食料品の供給等について協定を締結しているほか、さきに申し上げましたとおり、その物資の輸送に関する協定も結んでいるところでございます。締結内容といたしましては、締結先の業務内容に応じて具体的に記すものもあれば、状況において対応できるよう、大まかに生活物資と記す内容のものもあります。

協定を締結する際は、避難所の物資供給、搬送のほか障害物の撤去など、災害発生時に対応しなければならない事象を想定し、協定を締結しております。

2点目の、近隣自治体との災害協定はどのようになっているかとの質問でございますが、個別の協定、圏域協定では十分対策が実施できない場合、対策等を迅速かつ円滑に実施するための、平成16年に宮城県県内市長会及び町村会において災害時における宮城県市町村相互応援協定を結んでおります。このほか、山形県大石田町や東大寺サミット構成自治体で協定を結んでいる状況となっております。

3点目の、フェーズフリーな防災対策の普及と啓発について取り組む考えはあるかのご質問でございますが、今後町が新規で整備するものは、日常の生活に役立ち、非常事態の際にも有益な効果があるように検討し、整備することが大事であると考えます。また、私たちの生活の中で、日常と非日常で役に立つアイテム、アイデアなどが多くなってきております。例えば、キャンプ用品などは余暇を楽しむものでございますが、災害時においても有益に活用することができます。食料品などは備蓄するという考え方もございますが、ふだん食するもの、使用するものを多めに購入し、一部使用したら買い足すローリングストックもフェーズフリーとなっております。そのような考え方の普及と啓発については、これまでも防災訓練などを通して行ってきましたが、今後更に進めていきたいと考えております。

以上1回目の答弁でございます。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 避難所の備蓄品など、納入業者との協定といったところで、イオンとかヨークとか大きい大型店が涌谷町にはございますので、そういったところ等も活用されていると伺いました。

実は、熊本地震を経験した自治体を紹介いたします。その教訓を生かして、改善を重ねて、200か所余りに備蓄倉庫を設置、非常食や水をはじめ子供用おむつやポータブルトイレ、発電機や炊き出しかまどを備蓄、小中学校の指定避難所などにはマンホールトイレを設置、避難所ごとに地域住民や施設管理者が加わり、運営委員会を設置されているそうです。100を超える企業と支援物資の提供に関する災害協定を結び、水害対策等では事前に段ボールパーティションとか段ボールベッドを設置した避難所を開設して、避難する人が増えて、被災者を減らすことにつながったと伺っております。

また先日、ムービングハウスや段ボールベッドの事業者に話を聴く機会がありました。事前に協定を結んでいると、全国の備蓄所から優先的に迅速な対応ができると伺いました。

能登町は防災協定を結んでおり、3日後には全員分のベッドが届き、雑魚寝の避難所に比べて、医療チームと連携し、健康被害も抑えることができたと聞いています。そのための平時の対策をしてきたということ伺いました。

涌谷町でも、こういった段ボールベッドとか、こういったところとの事業者の協定というものは結ばれているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 当町におきましては現在、備蓄品の中には段ボールベッドを240台ほど整備しているところでございます。段ボールベッドを提供いただきました業者、今野梱包さんという業者でございますが、こちらとは、さきに協定を結ばせていただいているところでございます。災害時における段ボール製品の供給に関する協定書という形で協定を結ばせていただいております。現在、協定を結んでいるほか、防災訓練等で、そういう段ボールベッドの組立ての講習などを行い、なおかつ業者からも説明をいただくなり、そういう形で関わりを持ちながら現在進めているところでございます。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 実は能登町の、他の市町は防災協定を結んでおらず、協定を結んでいた能登は、先ほど来、課長がお話しになったように、業者の方がベッドを作成しに100名ほど来たと伺っております。

日本の避難所運営といったところで、避難所・避難生活学会理事の水谷さんという方のお話をちょっとご紹介させていただきます。防災先進地に学ぶといったところで、今年の4月に起きた台湾の避難所運営は、発災二、三時間でプライバシーに配慮したテントが並ぶ冷房完備の避難所が開設されました。食事や無料クリーニングサービス、マッサージまで提供されたそうです。Wi-Fiが完備され、テレビゲームまで用意されたと伺いました。以前は日本の防災を手本とした台湾が、現在は官民連携での運営が進んでいるそうです。

また、日本と同じように地震や水害が多く、防災先進国と呼ばれるイタリアの例をお話しされておりました。国が防災専門の省庁を設置しており、災害対応の標準化を進めているそうです。取組の中心は、トイレ、キッチン、ベッドを発災から48時間以内に整備をして、運営は登録したボランティア団体で、配管工事員や料理人など、その道のプロが行い、国の統一されたシステムで快適な避難所環境を整えることができるそうです。被

災地は職員も被災しており、近隣自治体が携わる仕組みとのことでした。

先ほど町長より、県、市町村、総合的な災害の協定を結ばれていると伺いました。日本は設定から運営まで自治体が多岐にわたって携わり、限界に来ていると水谷氏は語られておりました。日本の避難所は、被災して我慢するところで、海外では避難所で元気になり日常生活へと送り出す場所との認識の差があります。この紹介したお話を伺いまして、当町のご見解をお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 町長として常に感じておりますのは、いわゆる災害対応、防災もちろんですが、万一の災害時にどのようにするかというのが日常的に頭を悩まされているところでございます。やはり限られた予算でございますので、それをどのように使うかというのは、言ってみれば議会の皆様方にも多くのけたを預けるような形になってしまいますけれども、それに予算配分を十分にできれば、段ボールベットとか、あるいは各設備がなければ倉庫のようなものを造って、拠点的な場所に設置して対応するとか、そのようなことをできれば大変、私自身、一定の安心があるわけでございますが、なかなかそういったようなことにも対応できないので、既設の施設をお借りしたり、あるいはそこを開放して避難所にしたりするのが現実でございます。

そういった中で、食料品、水、そして一番大事なトイレ、そういったようなものがしっかりと設備がしていないと、様々な、間違えと不健康にもつながってくるということです。そういった経験は何度も経験してありますので、問題は拠点となる避難所、それから、そこにどのような形で、少なくとも3日ぐらいは対応できて、そして救援を待つといっても、その支援をしっかりと効率よく受ける対応というものが、やはり不十分過ぎるほど不十分でございます。そういったことを常に感じておりますので、これを、問題は、その部分に予算配分ができるのであれば、私としては一定の安心感があるということでございます。

それから、出来川の越水がございました。実はあのときに、規制水位というものもありましたけれども、やはり不同沈下によりまして、必ずしも堤防の高さが保たれていないということもありまして、ああいったようなときに一気に決壊したときにどうなったことかと。そういう非常に、本当に自分の政治生命が問われるような結果が生まれているのではないのかなと、常にそういったような紙一重な感じはしております。

ですから、希望といたしましては私自身、万が一のときに速やかに避難指示、行政命令でございますので、避難していただきまして、そして町の避難所に逃げていただく。そこには、やはり議員おっしゃるように、少なくとも2日、3日と安心して暮らせるような設備があって、そして救援を待つというような体制を整えなければ、なかなか安心というものはできない。

ですから、そういったようなことでありますと、水害に関しては、西地区というのが非常に避難所の関係もありますので、危ないと。ですから、考えますと、かなり多額のお金を投入しないと、避難所というものの、あるいは避難の在り方というものが形式的なところになってしまうような感じがしますので、それを皆様とともに考えていかなければならないと。単年度でできないのであれば、かなり時間をかけながらも、しっかりとその方向に結びつき、そういうような形にしてみたいと、そんな私自身は思っておりますので、今後とも議会の皆様方のご指導を仰ぎたいと思っております。

予算の関係で様々な今回の一般質問がございますけれども、どのように配分するかということは、命の優先順位、それから快適な暮らしと、優先順位というものを私なりには考えておりますけれども、まずは命を助ける

ためにはどうしたらいいかということが最優先課題だと思っておりますので、皆様方の知恵を借りて、一緒に予算をつくっていただければありがたいと思っております。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 命を守るというお言葉をいただきました。いつ起こるか分からない、本当に災害に備えるために、何とか平常時からいろんな取組をお願いしたいと思います。

3点目の、フェーズフリーな防災対策の普及と啓発についてといったところで、フェーズフリーとは、備えない防災と、今すごく注目されている防災の言葉になります。日常生活に防災を意識し、取り入れること、ふだん使っているものが災害時にも役立つという発想から生まれています。

最近では防災意識が高まっております、在宅避難といったことに向けた取組をされている方も多くいらっしゃいます。

町長よりお話がありました、ローリングストックといった日常備蓄ですね、そういったもの、ふだん食べているものを少し多めに買って備蓄したり、あとは好きなものを、お菓子だったり飲物だったりをストックしていくといった、備えない防災と言われております。

このフェーズフリーの考え方で、実はまちづくりを行っている自治体がありました。徳島県の鳴門市の取組になります。地元の特産品で、年間130万人が訪れる道の駅の建物屋上に展望デッキがあり、平時は遊具だったり、そり遊びができる公園が屋上にあるということです。災害時は、この屋上が避難場所になるそうです。売場の商品は品ぞろえも豊富で、災害時には3日間、1,000人分を食料として配布されているそうです。庁舎は敷地をかさ上げして、平時はイベント会場等で住民の憩いの場として使用、災害時は緊急車両の駐車スペースで活用されているようです。庁舎内には、町長もお話しされておりましたが、アウトドア用品で平時でも役立つ防災用品の展示を行い、啓発活動を行っているという取組が紹介されておりました。日常生活の中で防災を考えると、地域防災など公共を考えることに通じていくそうです。こういった取組について、当町のご見解をお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 毅雄君） ただいま参考事例として紹介いただきました自治体の取組でございますが、こういったことに関しましては予算がありますので、私から答弁いたしますけれども、先ほど申し上げましたように、西地区というのが非常に水害に弱い。それで、先ほど議員が、住宅避難とありましたけれども、住宅避難というのは、西地区において水害のおそれがあるの避難指示というのがございますが、住宅待機のような形で行うのはやはり危険ですので、できるならばやめていただきたい。避難指示というのは、はっきり言いまして、行政命令でございますから、命令を出すには相当の責任を持って出すわけですから、やはりしっかりと、まずは逃げていただく。そのためにどうしたらいいかということが次の問題となってまいりますけれども、もし庁舎を建て替えるというようなことがありましたら、今のような意見の中で、やはり垂直避難というものが一番大事ですから、役場の屋上等々にそういったような場所が設定できれば、やはりそれはそれでいいのかなと。

ただ、そういったような場合でありますと、莫大なお金がかかることも事実でございます。その莫大な金をどのようにするかということでありますと、やはり平準化した形の中で支払いをしながら、しっかりとした施設を造ることが、災害のことだけではなくて、今求められていることではないのかなと思っております。

ですから、そういったような面を考慮しながら、あるいは庁舎等の整備というものをしていかなければならないと、そのように思っております。

いずれにしても、今日、明日という問題ではありませんので、現実的には通常の避難の中で、西地区としての避難所に向かって逃げていただくとか、あるいは、やむを得ないときにはイッシュウオウカニシテ垂直避難していただくとか、これまでのように、アルプスさんに2階に逃げる場所として協力していただくということを訓練でしなければなりませんけれども、そういったような、庁舎をもし建設というのがあるならば、必ずそういったところに防災対応ができるような庁舎というものも今後必要になってくるのかなと、そのように思っております。

今のところでありますと、そういったような答弁しかできませんけれども、議員のそういった事例は当然参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 町長より西地区の避難のお話が出ましたので、実は先日、議会懇談会の際に西地区の方から、避難は行政命令というお話でしたが、ペットのいる方が、自主的に行政区で避難訓練をされたそうなんです。その懇談会の中でお話がありましたが、ペットがいるので避難所に行けないといった意見があったそうです。また、高齢者の方々はなかなか移動することも難しいといった意見も出たというお話が出ました。涌谷町ではペットと同伴の避難といったものは、お考えはございますか。お伺いたします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 当町におきましては、ペットにおきましては、やはり様々な方が避難所に入られる関係もございます。中には、やっぱり動物アレルギーの方とかもいらっしゃるということもございますので、避難所の建物内に入ることは現在想定しておりません。ただ、敷地内、駐車場とかそういった、例えば雨がしのげるような場所、あるいはそういうところには車中泊の中で管理をいただく、あるいはケージのような形でお持ちいただいて、雨をしのげるような形ということで、建物内には入らない形で管理するという形になろうかと思っております。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 私もあり、ペットを飼ったことがないので分からないですけれども、ペットは家族といったふうに思われている方も多くいらっしゃいますので、建物外でも避難ができると伺いましたので、安心していることかと思われま。

フェーズフリーに基づいた考え方が広がることで、防災力は格段に強まるものと確信いたします。平時におきまして、できる限りの新たな仕組みづくりといったものを、やはり莫大な予算はかかるかと思いますが、本当に何年かかるかと思いますが、地域の防災福祉に反映していく必要があると考えますので、ぜひ取り入れていただければと思います。

私の一般質問は以上でございます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、4番佐々木敏雄君、一般質問席へ登壇願います。

〔4番 佐々木敏雄君登壇〕

○4番（佐々木敏雄君） 4番佐々木敏雄でございます。通告に従い一般質問をいたします。

まず、公共施設等総合管理計画に基づく、これからの道路行政の在り方について質問いたします。

我が町では平成31年1月30日に財政非常事態宣言を発令、それから約4年半、発令を継続して、令和5年11月1日に宣言を解除しております。その間は全くと言ってもいいほど行政サービスは止まった状態でありました。行政サービスが止まった状態により、町民の方々の行政への不満が鬱積したことは事実であります。その不満の中でも、多くは毎日利用している道路の整備、特に舗装整備などが放置されたことで、要望なども多く聞きます。

しかし今後、人口減少が続く将来、世帯数も減り、空き家も増えてまいります。主要道路の整備は今後も維持、補修は継続されると思います。しかし、主要道路以外の道路、いわゆる道路法の適用を受けていない道路、法定外道路あるいは認定外道路と呼ばれる道路ですが、通行量も減り、これまでの道路行政サービスの継続は難しくなるものと考えられます。

そのような背景を踏まえ、町では公共施設等総合管理計画を平成28年12月に策定し、令和4年3月に改定しております。将来に向けた法定外道路の整備及び管理はどのように考えておられるのか、お伺いします。

次に、補修条件等の情報開示の考えについてお伺いします。

公共施設等総合管理計画書の文言の中に、舗装長寿命化修繕計画において、管理道路の現状を把握し、舗装、損傷状況、道路の重要性、交通量、町民からの要望を総合的に判断し、優先度を設定していますと記載されております。修繕計画の優先度を設定しているのであれば、道路補修計画情報の開示を行ってもいいのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。住民の方々は、道路の補修や修繕をいつ実施してくれるのか期待し、待ち望んでいます。優先度の情報を提示するだけでも、町民のフラストレーションの解消につながるものと推察されます。

また、道路補修をする際の受益者の負担など条件があるのであれば、その条件などを付した開示をお考えであれば、お伺いしたいと思います。

3番目の溝蓋交換及び歩道の整備についてお伺いします。

今年の桜まつりは天気にも恵まれ、多くの観客が当町においでいただきました。鞍馬大会の日などは特に多かったようです。多くの観客の方々は、イオンや、ゆうらいふ、JA営農センターなどの駐車場を利用され、城山公園や江合川河川敷を目指します。私がかたまたま遭遇したのですが、大橋通りの側溝の溝蓋が破損しており、未就学児の女兒でしたが、綿あめを持って、その破損した溝蓋に足がはまって、あわや転倒かと驚いたのですが、そばに父親がおり大事には至らなかったわけですが、これからも8月には夏祭りがあります。夏祭りには花火の打ち上げもあり、浴衣を着て、げたや草履を履き、足元の暗くなった頃に花火を見上げながら、その破損した側溝に足がはまってしまったらどうでしょうか。背筋が凍る思いがいたしますが、町に観客を呼ぶのであれば、それなりの安全性の確認と確保、それを図る必要があると思います。

この歩道箇所については、私も数回、通学路の安全確保としての必要性を訴えてきた経緯もあります。坂道で傾斜しており、なぜか道路側にも傾斜している複雑な傾斜の側溝であります。冬は圧雪や凍結で転倒の危険性もあります。夏祭りの安全確保のためにも、大橋東阿元からヤマザキYショップ、涌谷山周までの歩道整備は行っておくべきものと思いますが、お考えをお伺いします。

民地と共同の道路補修についてお伺いします。

道路行政は、今後の新設あるいは改良は、財政的にも費用対効果の面から難しいものがあると考えられます。しかし、これまで実施すると約束して、実施してこられなかった箇所も少なからずあるものと思います。中には民間の土地や受益者負担の提供を受けていながら実施されない箇所もあると思います。そのような箇所は今後どのような計画で処理していこうと考えているのか、お伺いします。以上です。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 質問項目第1の公共施設等総合管理計画に基づく道路整備推進についてということで、3点にわたりまして、ご指摘をいただいております。

まず、行政サービスが滞っていると申しましたが、私の、改めまして財政再建の在り方をお話し申し上げますけれども、1年間の涌谷町としての歳入の見込みをしっかりと立てまして、例えば63億円だったり、70億円だったり出た場合は、その70億円あるいは63億円といったような金は全部使い切れる金ということで使い切っております。そういった中で、いわゆる財政規律をしっかりと守りながら運営してきたということでありまして、これまでの財政運営と同じように、全ての要望にはもちろん応えることはできませんけれども、その要望の一部ではありますが、大卒などでは行政サービスはしっかりとしてきたつもりでございます。

また、仮にお金があって、財政規律を破って予算を組んだところでも、1億円とか2億円とか、そういったような財調を崩してのこととなりますので、そう私は行政サービスが滞るといようなことはない、そのように感じておるところでございます。

そういったことを、しかも涌谷町といたしましては、残念ながら全体の3割弱ぐらいが税収として賄っており、7割ほどが、いわゆるどこかの国内の集めた金を頂きながら、交付税という形でやっておりますので、無理ができないというシステムを改めてご承知いただきたいと思っております。

そこで、佐々木敏雄議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問要旨1点目の、これからの道路行政の在り方とのご質問でございますが、2点についてお答えいたします。

まず、アの人口減少、世帯数の減少に対応する考えについてでございますが、地域の人口及び世帯数が減少することによって、関連する道路の利用者数も減少することが予想されます。しかしながら、少数でも生活道路として利用されている状況であれば、最低限の維持管理は必要と考えております。今後も道路改良や大規模補修につきましては、交通量等を考慮しながら、幹線道路を中心に計画することとなりますが、限られた予算内で、地域の実情に即した適切な維持管理に今後も努めてまいりたいと思っております。

次に、イの補修条件等の情報開示の考え方でございますが、道路等の施設の劣化度合いや危険性、緊急性に応じて補修の検討をしております。補修条件として開示している情報はございません。現在、舗装の老朽化の進行に舗装が追いついていない状況でございますが、今後もパトロールや点検等により状況把握に努めてまいります。

2点目の、計画の実行に伴う事例対応についてのご質問でございますが、こちらも2点についてお答え申し上げます。

まず、アの道路附帯の溝蓋交換及び歩道の整備につきましてでございますが、側溝蓋の交換は通報やパトロー

ルでの発見により、老朽化や破損の度合いに応じて交換対応をしており、早期の交換が難しい場合にはカラーコーンの設置等により危険周知をしております。また、歩道の整備、補修につきましては、危険性、緊急性において、予算の範囲内で対応し、通学路の安全確保に努めておるところでございます。

質問者のように、もしお気づきの点がありましたときには、すぐに担当課に連絡していただいて、とんでもない事故などに発展しないように、議員の皆様方にはお願い申し上げたいと思っております。

次に、イの民地との共同の道路補修についてでございますが、これまで道路補修等は交通量の多い幹線道路の補修を中心に実施されてきております。町民皆様の要望に十分に答えられない状況でございます。今後も道路補修は限られた予算での対応となりますけれども、可能な限り道路の特性等を考慮して事業の調整を図ってまいりますと考えております。

以上で1回目の答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 行政サービスは停滞しなかったというお答えですけれども、コロナ等も発症したこともあって、そのような支出もかなり多かったので、私は、予算の総額での低下ではなくて、内容が低下しているということを指摘して、特に道路行政は停滞したという意味合いでお話したので、その辺でご理解いただきたいと思えます。

それで、ただいま人口減少に伴う対応については、最低限という答えでありましたけれども、法定外の道路は、これまで町道になっていた道路が、人口が減少したことによって法定外道路になってしまうということも考えられると思えます。町道が廃止されるという場合も出てこようかと思えますが、そのような場合も当然町が継続して維持補修を行っていくものなのか、あるいは法定外道路になった場合には個人が補修をしなくてはいけないということになるのか。その辺、もし基準があるとすれば、例えば下水道の場合などありますけれども、3戸の世帯があれば公的に管を敷設するとか、そういうこともあるようですが、法定外道路についてはどのような基準になっているのか、お伺いします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） お答えします。

ただいまお話がございました町道が法定外道路になるというのは、ここ数年ないかと思っております。今現在通っていない道路であっても、昔、町道認定をした場所については町道認定になっていると認識しております。

それから、法定外公共物の管理ですけれども、道路の話をしますと、国道というものは県と県を結ぶ、県道というものは町と市、町をつなぐ、そして町道というものは地域と地域を結ぶものが町道だと思っておりますので、生活に密着した道路であると法定外道路という形になっていると思っておりますので、生活に密着した道路についての日常の維持管理については、地元の方々に行っていただくと。ただし、災害等大きく崩れたりとか、通行が困難になるような状態であれば、それは町でせざるを得ないのかなと考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 町道が法定外になったというケースはないということですが、これから人口が減少して、あり得る可能性があると思うんですけれども、なければいいんですが、なくて、誰も使わない道路をいつまでも町道にしておくことはちょっと考えられないので、1件でもあれば町が維持補修をしますと

いうのであれば、それはそれで結構ですので、その辺がどうなのか。誰も使わなくなったら補修しません、1件でもあれば補修しますということなのかどうか、お伺いします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 町道であっても、町道でなくても、法定外道路であっても、人が住んでいらっしゃるのであれば、それは交通量にもよりますけれども、最低限修繕等は行っていく必要があると考えております。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 同じ町民ですので、その辺はしっかりお願いしたいなと思っております。

2点目の件ですが、補修条件の情報開示ということで、私が質問したのは、舗装長寿命化計画という計画があるようではありますが、その中に優先道路を設定しているということでもあります。その中には法定外道路もあるのかどうか。状況を見て優先度を決めているというような町長の何か答弁に受け取ったんですけれども、その辺はもし、きちっと優先度があるということであれば、別に町民の方に開示しても問題ないのではないかと思っておりますけれども、その辺のお考えをお伺いします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 優先度と申しますか、それにつきましては、町道には種類がございます、1級町道、2級町道、それからその他町道とございます。幹線道路というものは、一般的に1、2級道路でございますので、そちらが優先になると考えております。法定外公共物がこの中には入っていないと考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） それでは、溝蓋の交換の件ですけれども、内容は分かりました。ただ、以前でしたけれども、こういう事例があったんですが、町道の側溝が破損したので取り替えてくれということをお願いしたんですけれども、その職員は、重量のある車が往来するから側溝が壊れたので、事業者のほうで負担してくれと、事業者のほうで直してくれと言われたということを聞きました。町道でありながら、こういうことはあり得るのかどうか。その辺を確認したいと思っております。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 状況が詳しく分かりませんが、道路使用等の許可を持って重量物が通る場合には破損するおそれがあるので、損傷した場合は事業者で直してくださいと言うことはあろうかと考えております。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） そういうことではなくて、全く門口的に使っている道路で、たまたま事業をしていて、重量車を、普通車ではなくて、そういう車も通るといふことのわけで、そういうところは当然町負担かなと思っておりますけれども、お願いします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 失礼しました。門口道路であれば、個人で交換していただいておりますというの、側溝というのはもともと土側溝であったと思っております。そこに側溝を入れて、本来であれば門口部分に

だけ蓋をかければいいんですけれども、道路の幅員を確保しなければいけないとか、そういった理由で全線にかけているところとか、そういったところもあると思いますけれども、門口であれば、その方が通られる道路でございます。多分側溝を整備される前は個人で土管等を入れてお使いになっていたんだと思います。そういう考え方から、門口の側溝の蓋は今は所有者というか、その門口を使っている方に直していただくようにしております。ただし、その場所にもよるんですけれども、その門口も道路の幅員として車両が通るような状況であれば、その方だけの責任というのはありませんので、ケース・バイ・ケースなこともあろうかと思っております。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと門口の場合は、新設とかをした場合は当然門口は町で蓋をかけていますけれども、破損の原因はいろいろ、凍結して破損したり、当然重量のある車が通って破損したり、ケースはあると思いますけれども、基本的には門口は町では負担しないという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） この件に関しては、近隣の市、町でも同様の扱いになっているようでして、先ほども申し上げましたけれども、もともとあった土管なりなんなの代わりに側溝を代替で入れたので、管理はお使いになる方がしていただくということを基本にしております。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 2の質問に移ります。都市公園の現状と維持管理についてお伺いします。

○議長（大泉 治君） 休憩いたします。

再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

一般質問を続けてください。

佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） それでは、質問項目2に移ります。都市公園の現状と維持管理についてお伺いします。

都市公園は現在3か所あります。町所有の浅貞山公園、借り上げ財産として城山公園と涌谷中央公園があります。借り上げ財産について、町で管理していますが、植栽や遊具の設置なども可能な管理となっているのかどうか。また、契約期間は設けてあるのかどうか、お伺いします。

次に、浅貞山公園の今後についてお伺いしますが、浅貞山公園は現在も閉鎖した状態が続いております。刈り払いなどの管理は全くされていないように見受けられますが、管理面はどのようにしているのか、お伺いします。

また、今後の公園の在り方について、以前も質問した経緯がありますが、どうあるべきか検討するとの回答を

得たままとなっておりますが、検討されたのかどうか。その辺をお伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問項目2の都市公園の現状と維持管理についての質問でございます。

質問要旨1点目の借り上げ財産、中央公園、城山公園の維持管理の現状についてのご質問でございます。土地の賃借状況でございますが、中央公園につきましては、グラウンド北側の駐車場を含めた1万2,291平方メートルを宮城県から無償借用しており、うち9,500平方メートルを公園敷地として使用しております。貸付け期間は5年ごとに更新となっており、現在の契約は令和7年3月31日までとなっております。

城山公園につきましては、涌谷神社用地を昭和52年から借用しており、都市計画決定時の昭和55年11月に面積1万4,967平方メートルを都市公園として存続するまで無償とした内容で賃借契約を締結しております。その後、計画変更により面積を1万6,827平方メートルとして、昭和59年4月に変更契約を締結しております。そのほか、河川敷3,579平方メートルを国土交通省から10年更新で占用許可を受けており、現在の占用期間は令和9年9月30日までとなっております。

また、公園施設の保守管理箇所につきましては、主に遊具やトイレのほか、休養施設であるベンチやパーゴラ等の施設を維持管理しております。

維持管理の状況でございますけれども、除草及び樹木剪定、遊具等点検に係る業務は業者委託により実施しているほか、職員による巡回や利用者からの通報により異常が確認された場合には、直営又は業者委託により修繕を実施しております。

次に、浅貞山公園についてでございますが、浅貞山公園につきましては昭和46年に公園用地として寄附され、街区公園以前の児童公園として長い間地域の皆様に利用されてきました。しかし、近年利用者が減少し、インターネット等により心霊スポットとして紹介されたことにより、夜間肝試しに訪れる若者の騒音被害に近隣住民が悩まされたことから、地域住民の要望もあり、平成26年に一時閉鎖いたしました。その後、地域住民の皆様に、維持管理や利用状況についてアンケートを実施いたしました。利用していない、封鎖してほしいとの意見もあったことから、現在も利用を停止しているところでございます。

今後の浅貞山公園でございますが、財政的な制約から既存公園の維持管理費用さえも厳しい中、早急な再整備は難しいと考えております。一方で、都市公園の廃止は容易にできるものではないことから、関係機関と協議しながら慎重に検討していきたいと考えております。

以上1回目の答弁でございます。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 都市公園、契約期間もあり、無償であり、植栽、それから剪定等、遊具の点検等もできるということですので、質問いたしますが、6月9日に議会懇談会が開催されました。涌谷中央公園南側にフェンスがなく、子供たちが遊んでいても、飛び出すのが危険という思いがあって、保護者の方々が心配していると。それで、フェンスの設置を希望しますという意見がありましたが、多くの方が利用する公園ですので、子育て支援の観点からも早速設置していただくことを希望いたします。

城山公園の東側斜面についてお伺いしますけれども、今年の桜まつりのときには草やつたが繁茂している状態

で、かなり裏から見る状態は見苦しいものがございました。せめて桜まつりの時期に合わせた刈り払い、そういうものができないものなのか、お伺いします。

また、東側の傾斜地には数本の大木があるだけでして、その傾斜地を利用した桜の植栽等も考えて、城山公園から見下ろせるような桜の植栽などは考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） ありがとうございます。6月9日の懇談会ということで、中央公園の南側のフェンスですか、こちらについては飛び出しとかにもつながるということですので、検討させていただきたいと思います。

東斜面の伐採ですが、今回行ったわけですが、議員おっしゃるとおり、お客さんが来る前にきれいになっていれば本当は一番いいのかなと思いますけれども、今回の伐採については、たしか5年ぶりに行ったということで、毎年行っているものではございません。その時期に合わせて行うのであれば、毎年の当初予算に載っていれば、年度末の桜まつりの前に実施し、きれいなところを見ていただけるのかなと思っておりますので、こちらについても毎年できるかどうかも含めて相談したいと思います。

斜面への桜の植栽ということですが、こちらについては、見栄えとか見応えなどはよろしいのかもしれませんが、管理の面でどうなのか、そちらについても考えてみたいと思います。終わります。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ぜひ、急傾斜地でもあることから、そういう制約があれば別ですけれども、前向きに実施できるように検討していただければと思いますが。

続けて、城山公園に関して伺いますけれども、城山公園、太鼓堂、史料館、これらは涌谷のシンボリックなものでございまして、史料館周辺から江合川を挟んだ涌谷町の町並みを見ることは非常に快感であります。遠くは奥羽山脈等も見渡せて、非常に爽快感もあり、そういう場所でもあります。しかし、現在はかなり、先ほど、5年、城山公園の整備がしなかったかどうかはちょっと分かりませんが、生け垣が繁茂して眺望を遮っている状況であります。管理上、安全上は問題がなければ、せめて転落防止柵ぐらいの高さに生け垣を剪定して、眺望を保つような公園管理をしておくことが、涌谷、城山公園の魅力を保つものではないでしょうか。公園の三方から見下ろせるような、そういう景観や眺望を阻害しているような雑木も結構あるようですので、そのようなものが大木になる前に伐採する機会を設けてはいかがでしょうか。

それが1点と、また太鼓堂の石垣の関係ですが、かなり植木が繁茂してまいりまして、東側から見る石垣が半分も見えない状況でございます。せっかくすばらしい太鼓堂の石垣ですので、どうか城山公園を訪れた人が石垣を見上げる、すばらしい石垣を披露しておく必要があると思いますが、その辺のお考えをお伺いします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 史料館のところから見た見晴らしのいい状態ということですが、ちょっと私、今高さは分かりませんが、擬木の柵があると思います。この柵の高さにもよると思うんですが、あまり低いと転落にもつながりますので、植栽の管理はするものの、そこからあまり近づいて見られると転落ということもありますので、その高さ等も確認してみたいと思います。ぜひ、史料館の中から見たい

ただくと、より眺望もよろしいかと思うので、拝観料はかかりますけれども、そちらからよりよい眺望をご覧になっていただければと思います。

太鼓堂の植栽については、植栽管理の業者とちょっと現地を確認させていただきたいと思います。終わります。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 城山公園は安全上、そういうところはきちっと確認していただいて、できれば史料館から見る眺望も確かにすばらしいですけれども、下から見るものもまた、朝早く散歩している方々もたくさんおられますので、ぜひその辺は考慮していただければと考えます。

次に、浅貞山公園に移りますけれども、あそこは管理はされていないということですが、民地が近い場所でもありまして、民地の方も苦情というか、私に話すこともあるんですけども、草がぼうぼうで大変だということで民間の方が刈り払いもしている。あそこには集会所がありまして、刈り払いをやむなくしなくてはならないというような状況ですので、せめて集会所等の使用に支障のないように管理すべきだろうと思いますが、その辺をお伺いします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 地域の皆さんで維持管理をしていただいているというのは大変ありがたいことですので、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。そちらに面している部分についての管理ということですが、そちらも毎回定期的に今行くべきなんでしょうけれども、そういったことがあれば維持管理は考えていきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 都市公園ということで、行政財産。行政財産を閉鎖していることは、行政財産に値しないと思うんですけどもね。それで、町長は先ほど、予算的なこともあるような話もしていましたけれども、都市公園ですので、当然交付税の算定がされていますので、その辺は税額でないにしろ、こつこつと管理されればいいのかと思いますが、そのことも一つ考えていただきたいと思います。

それから、心霊スポットということで閉鎖しているんだということで、私もそれは聞きました。しかし、当時がそうであって、現在もそうなのかどうか、その辺も確認して、行政財産ですので、やはり皆さんに使っていただくということが目的だと思いますので、考えていただきたい。

それから、浅貞山公園は寄附を受けたという話でございますが、浅野貞吉さんという方が寄附をされて、城山から桜を見られるような公園につくって、桜の木を植えたということが町史に載っております。そういう風流な考えの持ち主が寄附されたので、もし可能なものであれば、あそこに桜の木を植えて、城山から見られる浅貞山の桜公園ということで、そういう名称をつくることも一つではないかと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 浅貞山公園ですが、26年に閉鎖してから、最近ですと、区長さんにもお伺いしたんですけども、やっぱり閉鎖してほしいというお答えでございました。今でもインターネットで涌谷心霊スポットと検索すると、浅貞山公園が出てきます。そういったこともあって、以前、若者が来られて夜に迷惑したということなのか、今もそういう状態です。

そして、令和3年に実は閉鎖についても県の都市計画課に相談したようでございます。ただし、閉鎖というか、廃止の相談をしたんですけれども、都市公園法から、みだりに廃止するものではないということで、別に、同じ都市公園ができるので機能をそちらに移すとか、そういったことでないと、なかなか廃止はできないという状況です。

廃止ありきで考えているわけではございませんけれども、寄附をしていただいて、これまで児童公園、街区公園として使わせていただいたところですので、維持管理等も考えなくてはいけないのかもしれませんが、果たして今の場所が、階段100段以上ですかね、上って、上にはくみ取りのトイレしかなくてという公園ですので、それも費用対効果なり、例えば避難所として利用できるかとという場所でもないと考えておりますので、その辺は町内とかの皆さん、また町民の皆さんの意見も聴きながら、考えていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） この地区は最近というか、近年ですが、避難所を造っていただいて、非常に地域の方は喜んでおる地域でございまして、車も交通量が少なく、涌谷中学校の生徒が避難路を利用して体力づくりなどを行っているようでございますが、そこで地域の方の声ですけれども、砂利道で子供たちが捻挫するのではないかみたいなことで心配しているようでございますが、教育、子育ての一環としても、この道路の舗装も一考していただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） そちらについても、学校でも利用されているということですので、教育委員会、それから地元ともお話をしながら、また上司とも相談してまいりたいと思っております。終わります。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでした。

次に、10番杉浦謙一君、一般質問席へ登壇願います。

〔10番 杉浦謙一君登壇〕

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は2点にわたりまして、大きく国税の問題と空き家対策につきまして質問をいたします。

まず、第1点目、国民健康保険税についてでございます。

宮城県は第3期宮城県国民健康保険運営方針を策定しておりまして、医療費、財政の見通し、保険税の標準的な算定方法、将来的な保険税水準統一、市町村における保険税の徴収の適正な実施などを盛り込んだ方針となっております。宮城県が示す標準保険料率を合わせると、涌谷町は非常に保険税が高くなることが予想されますが、この国民健康保険税、宮城県の考え方をお聴きいたします。

二つ目であります。涌谷町では国民健康保険税の納付を滞納いたしますと、資格証明書を発行しております。しかし、納税したくてもできない状況にあるのが、様々な世帯の状況にあるものと思っておりますが、資格書証の発行についての条件をお聴きいたします。

3点目であります。涌谷町には涌谷町国民健康保険事業財政調整基金条例がございます。第3条には、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実な有利な方法により管理しなければならない。第4条では、基金の運用から生ずる利益は、国保特別会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。そしてまた、第5条では、町長は次の各号のうちに掲げるとき、基金を処分することができるということで、1号で、

経済状況の著しい変動により国民健康保険税率が著しく高くなる見込みがある場合において、これを緩和するための財源に充当するとき、2号として、保健事業に要する経費に充当するとき、そしてまた3号として、歳入欠陥、その他やむを得ない事由により、年度末において国保特別会計の財源に不足が生じるおそれがある場合において、これを埋めるための財源に充当するとあります。

現在、涌谷町は国民健康保険での財政調整基金、この運用をどうしていくのか質問いたします。

四つ目、国民健康保険税の税率については、県内では決して低いわけではないと思います。基金が積み上がった分は活用して、応能割又は応益割の引下げに回すべきと考えますが、町長の見解をお聴きしまして、第1回目の質問といたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤积雄君登壇〕

○町長（遠藤积雄君） 大綱1番の、国保税についての引下げということでございますけれども、私が議員時代から心がけていましたことは、国保勘定事業会計というものはしっかりと次の世代につながるような運営をしなければならぬということで、やはりこれは質問者が心配している、比較的、経済的に弱い方の健康を保つ大事なとりででございますので、それをどのように今後引き継いでいくかということが、議員時代から、そして町長としての私の考えでございます。

それでは、10番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問要旨1点目の、国民健康保険税について県の考え方はとのご質問でございますが、国民健康保険制度につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業を安定的に効率的に運営するため、第3期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、適正かつ健全な事業運営の遂行に努めております。

県の基本的な考え方については、令和4年に策定したロードマップに基づき、令和12年度までに宮城県版保険税水準の統一を目指し、統一に係る取組内容につきましては、県と継続して協議を進めている状況となっております。

2点目の、資格書の発行の条件は何かとの質問でございますが、資格証明書の交付につきましては、県の短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付に関する指針に基づき、保険税の納期限から1年以上滞納している世帯に対して交付しているところでございます。また、国民健康保険法施行令第1条に規定する特別な事情があると認められる場合は、必要に応じて短期保険証に切り替えて交付しております。

令和5年度の資格証明書の交付実績は28世帯で、そのうち特別な事情と判断した7世帯は短期保険証を交付しております。

また、国民健康保険証の廃止に伴い、12月2日からはマイナンバーカードとなり、保険証情報を登録したマイナ保険証を使用することとなります。マイナ保険証を保有していない方につきましては、資格確認書を交付いたします。

保険税滞納者におきましては、資格確認書の右横に特別療養と記したものを交付いたします。

短期被保険者証及び被保険者資格証明書につきましては、廃止まではこれまでどおりの運用となりますが、その後の対応につきましては、国からの運用が示されてから検討していくこととしております。

3点目の、国保財政調整基金の運営についての考えはとのご質問でございますが、基金の運用につきましては、

令和5年度において、町独自の子育て世代の経済的支援として、18歳まで均等割の全額を減免しており、また脳ドックや節目人間ドックの助成などに基金を活用しているところでございます。

また、当初予算におきましては、被保険者数の減少に伴う保険税の減収などにより、約7,200万円の基金の取崩しを見込んでいるところでございます。令和6年度の5月末現在の国保財政調整基金の残高は約6億6,000万円となっております。

今後につきましては、保険税水準の県統一による国保税額の引上げが予想されるため、基金を活用して激変緩和を図ることも視野に入れながら、慎重に財政運営を行っていきたいと考えております。

4点目の、国民健康保険税引下げの考えはとのご質問でございますが、当町の国民健康保険税につきましては、平成18年度から実質的に税率を改正していない状況でございます。今後の国保財政状況につきましては、人口減少に伴う被保険者数の減少による保険税の減収や、高齢化や医療費の高度化による一人当たりの医療費の増加が見込まれるため、国保財政は厳しい状況になることが想定されます。このような状況下でありますので、現時点では税率の引下げは考えていないところでございます。

国民健康保険制度につきましては、先ほど申し上げました宮城県版保険税の水準統一や各市町村保有の基金の取扱いについて、不明な点など、法改正等により目まぐるしく変化しております。そのような変化に対応していくためにも、杉浦議員をはじめ議員皆様からのご意見を賜り、柔軟に対応していく考えでございますので、よろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、1点目の県の運営方針でありますけれども、毎年、県が示してくる標準保険料率、令和6年はかなり、この水準ですと、保険税が高くなる状況にあります。涌谷町は県が示す標準保険料率、これに合わせていくのかどうかお伺いいたしますが、この水準で納付しなければならないのか伺います。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、お答え申し上げます。

現在の保険税の算定方法になりますが、県は各市町村の医療費水準や所得水準を反映した、先ほども議員がお話ししたとおりに、事業費納付金を決定し、その納付金をベースにした保険料の標準的な水準ということで標準保険料率を算出し、各市町村に公表しているところでございます。各市町村につきましては、標準的な保険料率を参考に、あとは地域の実情に応じて保険税を算出しているというところでございますが、今のところ県が算出した標準的な保険料率を参考にはしておりますが、涌谷町につきましては、やはり引上げが想定されることから、参考にはするところではございますけれども、涌谷町は現状維持という形で対応しているところでございます。それで、被保険者の負担をなるべくしないような形を取っているところでございます。以上です。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、県が示す標準保険料率ですけれども、今のところ令和6年は合わせることなく、引き続き同じ税率で運営していくということですが、やがて将来にわたって何らかの、いずれ県の税率が一本化することによって、合わせることによって支障はないのか、ちょっと伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○**税務課長（木村 治君）** 確かに、これはあくまでも毎年、医療費水準とか所得水準に応じて、標準的な保険料率というものの変わってくるような形になりますが、令和6年度につきましては、先ほど議員がお話ししたとおり、やはり所得割とか応益分については増額が予想されると思われま。ただ、これも来年どうなるかというのちょっとまだ見込みは立たないところでございますが、今現在で考えると、やはり涌谷町が県の保険料率に合わせると税率が高くなるというところでございますので、できれば被保険者に負担がかからないよう、ちょっとまだ分かりませんが、涌谷町は基金も保有しておりますので、基金などを活用しながら激変緩和という形で対応していきたいとは考えているところでございます。

○**議長（大泉 治君）** 杉浦謙一君。

○**10番（杉浦謙一君）** 町も大分悩んでいらっしゃるということがよく分かりますが、では資格証明書にまいりますが、資格証明書を、先ほど、1年以上滞納した世帯に対して発行するというような答弁でありましたけれども、県内の発行状況を見ると、人口の割に涌谷町は交付の世帯数が多いのではないかと思います。なぜかという、仙台市は交付していない、石巻も資格証ゼロ、これは令和5年6月1日の現在の調査ですけれども、角田市、多賀城市、岩沼市が発行しておりません、ゼロということになっていますし、人口の多い大河原、柴田、涌谷町と同規模の丸森なんかも発行しておりません。そういった中、発行しているというところは、白石が13世帯に発行していると。塩竈でも10世帯、村田は小さいですけども10世帯と。七ヶ浜も発行していない。利府が4世帯発行していると。

涌谷町は、この時点では17世帯に発行してしまして、結構、世帯数の割には資格証明書の発行が大きいという事態になっていますので、何かあるのかなと思っています。ちなみに大崎市は30世帯ですから、涌谷町の倍近くになっています。ちょっと多いのは、美里の39世帯は多いかなと思うんですが、それにしてもちょっと県内の発行状況からすると件数が多いのかなと思うんですが、この世帯の状況、町の取組だと思うんですけど、この理由というのはどういった状況なのか伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○**議長（大泉 治君）** 健康課長。

○**健康課長（徳山裕行君）** 資格証の発行につきましては、それぞれ各市町村、個別案件につきまして様々な要因を考慮しまして、総合的に判断するものでございます。本町で制定しております国民健康保険被保険者資格証明書等判定基準につきましても、それを考慮しまして、年1回審査委員会において審査をしているところでございます。以上です。

○**議長（大泉 治君）** 杉浦謙一君。

○**10番（杉浦謙一君）** 詳しくは、世帯の状況というのちょっと分かりませんでしたけれども、何らかの判断があるのかな。涌谷町だけ悪質な滞納者が多いという判断でも分かりづらいんですが、そういった、どうなのか、そこまではちょっと分からないみたいですが、もう一つ聴くのは、資格証、先ほど答弁の中では、マイナンバー保険証の話もありました。それと関わって、資格証はマイナンバーにかかわらず従来どおり発行するの伺います。

○**議長（大泉 治君）** 税務課長。

○**税務課長（木村 治君）** マイナ保険証の関係になりますけれども、先ほど町長がお話ししたとおり、本年の12月2日以降は、現在の紙の保険証、こちらは廃止になりますので、それ以降につきましては違う形といいます

か、マイナ保険証にひもづけされていない方につきましては資格確認書というものを交付する予定になっております。

滞納者に発行する資格証明書につきましては、現時点ではマイナ保険証にひもづけされていない方につきましては、引き続き資格確認書の表紙の中に特別療養費という形の文言を入れまして、それを交付すると。それを交付することによって、それで医療機関にかかれば、資格証明書と同じ効力を持つ10割負担という形になります。ただ、マイナ保険証にひもづけされてしまいますと、それが効力がなくなりますので、通常どおりの診療ということになるかと思われまます。

短期保険証につきましても同様な形になりますので、マイナ保険証にひもづけされてしまいますと、それも効力がなくなりますので、短期保険証につきましても廃止という形になるかと思います。

ただ、資格証明書の関係につきましては、国で今その辺検討しているところがございますが、今の状況は、今回答したとおりになっているところがございます。以上です。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、資格証は分かりました。

財政調整基金にまいますが、この基金については、涌谷町は平成29年度では基金の残高が3億7,577万円でした。平成30年度の決算では4億28万円となっております。令和元年度5億8,428万円、令和2年度決算で5億9,138万円、令和3年度では5億9,028万円でした。令和4年度が7億1,217万円と積み上がっている。答弁の中では、現在6億6,000万円ほどと、取り崩して、積み上がっているという話でしたが、では県内の税率が統一されることによって、当町の国保財政の財政調整基金、今後どうなるのか伺います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 基金につきましては、先ほど町長からもあったように、今後の保険税水準の統一により国保税の引上げが予想されるため、基金を活用するという形にしております。県の統一に向けて、基金の使用につきましては現在のところ、まだ不明となっております。以上です。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 不明ということですので、今後協議の中で何らかの見解が出てくるのかなと思いますけれども。

最後の4番目ですけれども、税率ですね、現在、被保険者数が涌谷町では4,000に満たない、だんだん減ってきていますからね、3,700ぐらいだとは思いますが、令和4年度の決算を見ると3,761人という数でありまして、以前から基金を活用しての引下げに回すべきと考えてはいますが、7億円、6億円の積み上がった基金を活用して、金額というのはだんだん、ぴったりと1万円というわけにもいきませんから、何らかの、これが税率が上がると、また資格証とか短期証とかという話にもならざるを得ない。マイナンバーがあるからどうのこうのではないんですけれども、なかなか納めやすい税額ではないと私は思いますので、その点ではやはり税率引下げというのは考えていかなければいけないものだと思います。ぴったり何万、何千ということはいえませんが、そういった基金を活用しての税率引下げにも町として考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 国保税の引下げあるいは財調の取崩しということはありますけれども、やはり心配されることは、被保険者数が年々大きく減少し始まっていると。その中で、退職者の方々の国保加入が多くなっていると。そういったような、そして、いわゆる高齢化、低所得の人たちが増えてきていると。したがって、一方ではそういったような状況から国保税の滞納者も増えているというのが、私として一番気にかかると思いますか、非常に心が痛むところでございます。

そういった中で、それから心配されます要因としましては、東日本大震災がございまして、医療費の無償化というものがございました。それがその分、国の交付金の形の中で頂いておりますけれども、例えば令和5年だと8,200万円程度、そして令和4年だと7,100万円。ところが、どういうわけか令和3年にはゼロだと。要するに、いつ打ち切られてもどうしようもない状態が続くということが非常に懸念されるわけでございます。そういったような、大きく、いわゆる事業の収支と申しますか、実質収支で減少する中で、本当にこのままでやっていけるのかなという心配がございまして。

そういった中で、値下げあるいは財調の取崩しというのは慎重に対応していかなければならないということで、もし県の統一基準というものが示されまして、それに合わせなければならぬということ、やはりそこで激変緩和のために、できるだけ長い期間、税率の引上げを、なるべくならば負担をかけないようにしてあげたいというのもございまして。

ですから、そういったような様々な国保を取り巻く状況がございまして、かといって県一本化になったときに財調の取扱いがどうなるのかということも全く見通しが立たない状況がございまして、先ほど申し上げました、議員の皆様からご意見を賜り、柔軟にというのは、そのことと申しますので、これは行政のみならず議会の皆様に様々な形でご相談申し上げながら、そして、しかるべき対応というものの方向性を見出していきたいというのが私の本音でございまして。と申しますのも、私が議員時代に国保の運営協議会の会長などをしておりましたときに、一般会計から9,800万円借りて運営した厳しい時代がございました。その後、何とか立て直しましたが、かといって値上げはしませんでした。

そういったようなこともございまして、議会の皆様というのは町民の皆さんの代表でありますし、国保加入者の代表という捉え方もしておりますので、そういった財調をしっかりと町として、そして国保会計の皆様の還元するものとしてどう扱うかというのは、直ちに、何か変化があったときにはご相談申し上げて対応していきたいと、そのように思っておりますので、そのときはぜひご意見を賜ればありがたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、答弁いただきましたので、次に空き家対策につきまして質問いたします。

人口減少等により、空き家対策について今や全国的な課題であり、管理が行き届かず、景観や防災面での地域周辺に悪影響を与えているものがあります。ハチなどの害虫、スズメバチなどですが、獣のすみかになっています。樹木や雑草などの落ち葉、竹などが倒れかかり、近隣への悪影響が訴えられるなど社会問題となっています。

2023年、空家等対策特別措置法が改正され、施行当初に管理されていない空き家を特定空家としておりましたが、新たに設けられたものが管理不全空家であります。

涌谷町内、管理不全空家の現状について伺うものであります。

2点目であります。涌谷町の人口は減少傾向にあり、一方で高齢者の人口は増加傾向にあり、同時に独り暮らしの世帯も増えております。空き家については全国的に見ても、人口の減少、高齢者の増加が顕著であり、居住者の施設入所や亡くなることにより空き家となるケースは増えてくるものと思われまます。社会全体として少子化や人口流出の問題を根本的に解決しない限り、この傾向は続くものと思われまますので、空き家の増加を抑制していくためには、空き家になる前の啓発が重要なものと思われまます。

誰も住んでいない状況で管理不全である。今後もそのままの状態だと特定空家に指定されるおそれのある空き家を、管理不全空家の対策、町の考えはいかがなものか伺うものであります。

3点目であります。

空き家等の中には、適切な管理が行われておらず、安全性の低下、衛生環境の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしてあります。

こうした状況を背景として、平成26年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成27年5月26日に完全施行されることによって、市町村においても本格的な空き家対策に取り組むとなりました。これらの経緯を踏まえ、町民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全にかつ安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、空き家等の活用を促進することにより、まちづくり活動の活性化を図ることを目的として、涌谷町空家等対策計画を策定とあります。空き家、空き地を利用してのまちづくりの考えをお聴きいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 質問項目2番の管理不全空家についての対策ということでご質問いただいております。

質問要旨1点目の、町内管理不全空家の現状はとのご質問でございますが、管理不全空家とは、管理が行き届いていない空き家を指し、具体的には屋根や外壁が剥がれていたり、ごみが放置されていたりする空き家のことを言います。

当町の管理不全空家の現状といたしましては、管理不全空家の所有者は、相続等により所有者となった町外在住の方が多く、通知を受けて、管理が必要であることを知る方が多く見受けられます。また、空き家調査を行った平成26年と令和2年を比較しても増加傾向にございます。

総務省の住宅・土地統計調査によれば、昭和63年から平成30年までの20年で居住目的のない空き家が約1.9倍に増加し、今後も更に増加する見込みであるとしております。

当町も人口減少と高齢化が進んでいる状況から、令和2年の調査時よりも空き家が増加しているものと思われまます。

2点目の、管理不全空家への対策で町の考えはとのご質問でございますが、当町だけでなく全国的な問題として管理不全空家が増えていくことは避けられないことと考えております。

令和5年3月に第2次涌谷町空家等対策計画を策定し、今後も問題解決に向けて継続して相談を受けながら、適正な管理をしていただくよう所有者に依頼してまいります。

地域の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全空家については、時間はかかりますが、継続して解消に努めてまい

りますので、ご理解をお願いいたします。

また、令和5年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、令和5年12月13日に施行されました。今後、第2次涌谷町空家等対策計画の改正を進め、特定空家になる前の管理について対策を講じることを検討してまいります。

3点目の、空き家、空き地を利用したまちづくりの考えはどうかのご質問でございますが、当町の空き家、空き地を利用したまちづくりの考えにつきましては、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき立ち上げた涌谷町空家等対策協議会において、空き家等の利活用などを協議、検討しておりますが、協議会設置の目的は、適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、併せて空き家等の適切な管理及び活用の促進を図ることを目的に設置したものでございます。

協議会の委員の皆様からは、おのおの専門分野に関する貴重なご意見をいただいております。今後のまちづくりの参考にさせていただこうと考えているところでございます。

空き家、空き地を利用したまちづくりを行うためには、現状の把握も優先されることの一つだと考えておりますので、今後、空き家等の調査についても検討したいと考えております。なお、前回の調査は令和2年度に実施しております。

以上1回目の答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、1番目と2番目が関連していますので、ちょっと一括して質問したいと思います。

1年以上も誰も住んでいない管理が不十分な空き家、特定空家ということもありますが、この間、助言とか指導ができると、勧告、更には、多分そういうケースはないと思いますが、命令というケースができるということとなっておりますが、助言、指導の点では、今の時点で涌谷町ではそういったケースはあったかどうか伺います。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） ご質問にお答えします。

涌谷町では、助言、指導という件数はございません。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） そういった点では、今後できるという、これがかなり大変なケースで、空き家を減らしていくということがどれだけできるか、空き家に対する需要が少ないこともまた事実でありまして、その需要を有効に活用していくということが必要となってくるかと思えます。

一つ、また管理不全空家で非常に問題なのは、耐震基準に満たない古い建物も多く、そしてまた利活用するにも解体をしなければいけないとか、そういった点もあると思います。所有者としても、解体することがどのくらい費用がかかるのか、さて相談すべきところがどこにあるのか、そういった不安が寄せられると思います。そういった点でも、所有者に対する、整備をするなら整備をすると、解体をするなら解体をすると、行政として管理不全空家の所有者に対する相談的なアドバイスをする取組が必要だと思うんですけども、この点ではいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） お答えします。

今回の特別措置法の改正の概要といたしまして、所有者の責務の強化ということが挙げられておりまして、まず空き家の所有者の方に、自身の空き家が管理不全空家になるか、特定空家になるか、ならないようにするためにはどのようにしたらいいのか、そのことを知っていただくことが必要だとも思っております。

空家対策協議会では無料相談会の開催を提案されておりました。また、解体費用の補助、空き家バンクの周知拡大ということも協議会からはお話をいただいております。それにつきましては現在、町民生活課で検討しているところでございます。以上です。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 今後協議を経て、新たな計画も策定されると思います。

一つちょっと最後、まちづくりの点で質問するんですけれども、残念ながら今の涌谷町の空き家等の対策計画ですが、その中にまちづくり活動とは盛り込まれてはいるんですけれども、実際に具体的にどうまちづくりを進めるかというのは、その検討の中、具体的な計画には盛り込まれてはおりませんが、いずれにしろ、そういう計画は立てなければいけないのではないかと思います。町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 企画課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 私からお答えいたします。

空き家対策といたしまして、空家等対策計画を定めておりますけれども、それを活用いたしまして、まちづくりに期するというので、あんだあもを整備させていただいております。また、計画の中には除却ということもあって、併せて長柄町のポンプ小屋の除却を行ったという経緯もございます。

今後という点では、そういった事業はなかなか出るとは思いませんけれども、うちのほうで来年、内々で検討していることは、やはり移住・定住のお試しであるとか、そういったもので空き家等を活用して、まちづくりというか、交流に期すればなというところで考えていたところでございます。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） まちづくりの観点から大事な点でありますけれども、今後計画に盛り込まれるかどうかは分かりませんが、そういった点で事例もあるということでしたので、一つ、特定空家に指定されてしまうと所有者はどうなるのか。最後ですけれどもお聴きして、終わりにしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 特定空家に指定しますと、ちょっとお待ちください。事例がありませんでしたので、私も詳しくちょっと覚えていないんですけれども、特定空家、最後は代執行になって、解体になるものと思われまして。そして、その経費につきましては所有者の方に請求をするという流れになっていると記憶しておりました。申し訳ありません、あと詳しくちょっと確認したいと思いますが、最後に、特定空家になる前に、今回の法改正で管理不全空家というのが出まして、管理不全空家が悪化すれば特定空家になると。管理不全空家になった状態でも、固定資産税の特例が廃止されるということも今回の改正に入りましたので、町民の方あるいは所有者の方には今後周知して、そうならないように広報したいとは思っておりました。以上です。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

休憩いたします。

再開は3時30分といたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

ここで会議を1時間延長いたします。

1番一條裕太郎議員、登壇願います。

〔1番 一條裕太郎君登壇〕

○1番（一條裕太郎君） 1番一條裕太郎でございます。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回、私は大きく分けて三つの項目で質問をさせていただきます。

まず、一つ目、スクールバス運行についてでございます。

こちらは二つに分けて質問いたしますが、まず一つ目、現在の運行ルートはどのような経緯で定めたのかでございます。

二つ目が、このルートの再検討はできないのかでございます。

令和6年度がスタートして間もなく3か月となります。まさに大きなランドセルを背負い、黄色い帽子をかぶった新1年生が不安そうな面持ちでしたが、今は元気いっぱいに登校している姿が見られます。月に数回、朝の挨拶運動を実施しておりますと、各所で町内を行き交うスクールバスを目にします。たまに見かける私立学校のバスとは違い、街頭に立っている私でも、目で追って乗車人数が数えられるほどに子供が少ないという実態が顕著に分かります。

出生率の低下などの少子化問題が、どの自治体でも課題として取り上げられ、昨年4月より設立された国の子ども家庭庁と、今年度より新設された我が町の子育て支援課の設置には大きな期待が寄せられておるかと思存じます。

しかし、その一方で、今まさに子育てに全力で取り組み、小学校や中学校に子供を通わせている方々に対するサポートや支援について、今後大きな課題と前向きな検証が必要ではないかと考え、一つ目の質問をいたします。

さて、冒頭にもお話をさせていただきましたが、スクールバスの運行についてですが、現在の運行ルートはどのような経緯でいつ頃に策定されたものなのか、それぞれの小学校、中学校をそれぞれ伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

〔教育長 柴 有司君登壇〕

○教育長（柴 有司君） 1番一條裕太郎議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の、現在の運行ルートはどのような経緯で定めたのかのご質問でございます。スクールバスの

運行ルートにつきましては、各学校の統廃合を行う際に、意向調査を基に、保護者や学校と協議、検討を行い、基本となるルートを決定しております。ルートの決定に当たっては、当町のスクールバスを運行する基準といたしましては、学校の統廃合により通学距離が、小学校は片道2キロメートル以上、中学校は片道6キロメートル以上の遠距離通学となる児童生徒を対象としております。また、乗り降りする場所につきましては、町民バスの停留所を基本といたしまして、可能な限りバスが安全に停車できる場所を選定しております。

なお、文部科学省では、徒歩による通学距離については、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内であることが適正であるとしております。通学時間につきましても、国ではバスを利用した1時間以内を目安としております。

次に、2点目のルートの再検討はできないのかのご質問でございます。現在のスクールバスの運行契約につきましては令和7年7月末までの3年間契約となっておりますことから、今年度分につきましては、運行経路の大幅な変更は難しいものと考えております。今年度中に町民バスの見直しが予定されており、スクールバスポートで町民バスを利用している児童もおりますことから、スクールバスの運行につきましても企画財政課と協議しながら検討していく予定としております。

また、今後の児童生徒数の動向等も踏まえながら、ルートも含め再検討する予定としております。

以上、1番一條裕太郎議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 現在の運行ルートの選定というのは、今、教育長よりお話しいただきましたので、十分に説明は分かりましたが、今現在、選定された委員会なのか、各学校のPTAの皆さんなのか、その辺はちょっと存じ上げませんが、そのときに、バス通を希望していた方々の声がしっかりと委員会なり設置の会議の中でお話をされたのかというところが、私はちょっと不安で仕方ありません。というのは、私の下にも多くの要望として届けられているのが、やはり中学校の統合の際のバスルートの再検討、箕岳地区が基本となるバス通に今なっているかと思いますが、その近くの旧涌谷第二小学校の学区のお子さん方が中学校に通う際であるとか、そういった方々のスクールバスでの通学ができないかということが主だった要望として上がりましたので、その辺はどうでしょうか。当時のことを教育長は分からない部分もあるかと思いますが、お聴かせ願えればと思います。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それでは、私からお答えさせていただきます。

ただいま、中学校の統廃合の際の検討ということでしたけれども、こちらにつきましても、統合の際の統合検討委員会の中で協議がされたと認識しております。その際に、基本的にやはり統合となりまして、遠距離通学となります旧箕岳中学校学区の生徒をスクールバス通学にという話になったという経緯で聞いておりますので、全ての地区の代表者がいたかどうかということはちょっと確認できませんが、主にやはりそちらの箕岳中学校の保護者が一応メインとなって話が進んだと認識しております。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） それでは、先ほど来お話もありましたけれども、涌谷町地域公共交通計画というものが今年実施されておるか存じますが、その中にスクールバスの運行についてのテーマというものは盛り込まれ

ておるのか。また、計画の中に子育て世代の方の声であるとか、又は涌谷高校に通う生徒の代表の方が入って、そういった議論を重ねているのか、そういったことをお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

路線バスとスクールバスにつきましては、今まで監督省庁、補助メニューの違い、路線バスについては国交省、スクールバスについては文科省ということで、監督省庁の違いから、なかなか一緒に議論するという事はなかったんですけども、今全国的にはスクールバスと地域公共交通の在り方というものいろいろ議論されておりまして、当町はどのような運行方法が適しているのかというのは地域公共交通会議の中で検討することになると思います。

それで、その際のメンバーなんですけれども、審議委員につきましては既に委嘱しておりまして、地域の代表といたしましては、行政区長会の会長さん、あと民生児童委員の会長さんになっておりますけれども、涌谷高校をはじめバス利用者の皆さん、あと町民の一部の方、町民の皆様を抽出してアンケートをさせていただいて、意見を聴取していく予定としております。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 今後の検討材料としてで構わないんですが、やはり今私が話した内容というのは、今の時代、過保護だと言われる方もいるかもしれません。また、昔は自転車で通うのが当たり前だったんだと、そのようなご意見もあるかと思います。しかし、時代は変わりまして、両親が共働きというものが当たり前でございまして。朝夕送り迎えをする、その1時間程度の時間なんですけど、その時間、送り迎えではなく、子供と学校での様子や、そしてまたコーヒブレイクタイムであったりとか、そういった心のゆとりを生むためにも、こういったスクールバスの問題というものは早期に解決すべきことかと思っております。

また、昨今は交通事故や子供たちが巻き込まれるような事件などが多発しておりますので、そういったことを未然に防ぐためにも、そして子供が少なく、人口も減少傾向にある今だからこそ、選択肢として、自然が豊かで子育てがしやすい環境だとPRしていくためにも、早期のスクールバスの運行問題を涌谷町として前向きに検証して、県や国に広く訴えかけていくべきだと思います。こちらについて、最後、教育長からご意見をいただければと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 私は教育長になったときに、子供の命を守る学校づくりということを狙いの一つに挙げてきました。まさに安全な登下校、安心して学びやに通える、そして帰ってこられる、そういう状況というのは大変大切だと思いますし、何とかしたいという思いでいます。

ただ、国交省とか文科省という大きなところの問題もありますが、まずは近隣市町村の様子なども情報として入れながら、町長部局とも相談しながら、よりよい結果につながるように検討させていただきます。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） それでは、続いての一般質問に移らせていただきます。項目2の、涌谷町で年間に計画されている催事やイベントについてでございます。二つほどご質問いたします。

一つ目が、桜まつり、夏祭り、秋の山唄などのイベントに関連する実行委員会の充実を再検討すべきではない

かということです。

二つ目は、秋の山唄全国大会が今年40回目を迎えるに当たり、記念事業をするべきと考えるが、いかがでしょうか。

また、天平ろまん館の開館30周年事業を予定する際の実行委員会の構成や準備にかかる期間は十二分に予定されているのか、お聴きいたします。

先ほどお話しされた議員の方もおりましたが、今年、桜まつりは大変盛大に、花を散らす雨もなく、涌谷に春を告げるイベントとして昔から親しまれておりましたが、本当に50年前ぐらいの桜まつりのようだと、そのようにおっしゃっているご高齢の方もおりました。現状は、東北輓馬大会というものに私は集中しているように感じる部分があるんですが、その輓馬大会も近年は出場する馬の頭数も減っているのが現状ではないかと思えます。

また、夏祭りはお盆時期でもあり、涌谷町に帰省されている方々も訪れていることと思えますが、近年は花火の打ち上げと出店の出店のみであることから、イベントとしての充実度又は満足度というものがどれほどあるのか疑問です。

さらには、秋の風物詩でもある秋の山唄全国大会、こちらが40回の記念すべき大会でありますけれども、内容自体が私の耳にはまだそこまで入ってきておりませんので、どれほど、その40回ということに重きを置いているのかを確認していきたいと思えます。

また、天平ろまん館が開館して30周年を迎えますけれども、涌谷町としての関わり方はどのようにしていくのか。両者ともに節目ということで、涌谷町の大切な歴史と伝統を次世代につないでいく重要な行事だと思いますので、内容を含めて教えていただきたいと思えます。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問項目2の、涌谷町で年間に計画されている催事やイベントについての質問でございます。

質問項目1点目の、桜まつり、夏祭りや秋の山唄などのイベントに関連する実行委員会の充実を再検討すべきではないのかというご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法に基づく位置づけが令和5年5月から5類感染症に移行し、法に基づく外出制限はなくなり、コロナ禍以前に行われておりましたイベントは全て実施することができました。しかしながら、参加人数や集客数は戻り切っていないのが現状でございます。町内商店へのプラスの効果が少なかったと考えられます。

限られた予算の中で何ができるのか、既存の枠組みにとらわれず、関係各所と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

2点目の、秋の山唄全国大会が40回目を迎えるに当たり記念事業をすべきだと考えるがいかがか、また天平ろまん館の30周年事業を予定する際の実行委員会の構成や準備にかかる期間は十分に予定されているのかのご質問でございますが、桜まつりや秋の山唄などのイベントに関しては、涌谷町観光物産協会への補助金を交付し、事業を実施している状況でございます。

実際の運営に当たっては、イベントなどにより実行委員会を組織し、事業展開をしておりますが、夏祭りなど

一部においては、実行委員会のメンバーを引き受けていただける方がいない状況があることも事実でございます。そういった中で、現在夏の花火大会や秋の山唄全国大会の準備を進めている状況下にあります。

今後は事業実施の中で、町観光物産協会、実行委員会などの役割を明確にしながら、イベントを盛会に開催できるよう、町民の方々の協力の下に進めてまいりたいと考えております。

まず、1回目の答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 今、町長より、補助金などを交付するというお話がございましたが、施政方針の中に示されておりましたとおり、観光関連事業者と連携して地域活性化や誘客につなげていくという目的の下という一文がございます。こちらが、各種実行委員会がどのように活動していくかということに至るかと思いますが、現状、私も様々な実行委員会等に参加させていただいてはおりますが、やはり涌谷町に戻ってきて、間もなく15年ほどになりますが、その実行委員会の事務局を担うのが役場の職員の方々の、これが大きな負担になっているのではないかと私は痛感しております。やはり理想とするところは、役場が事務局をするというものではなく、民間、共に手を携えながら、地域をよくするためにどうやって人を呼び込むか、どうしたら子供たちが喜ぶか、そういったことを検証する実行委員会が理想的ではないかと考えております。

そこで、成功事例と言うには大げさかもしれませんが、皆様もご存じの一例を挙げさせていただきます。今年で4回目の開催になるかと思いますが、涌谷町の天平の湯の下の辺りで行っているデントコーン迷路という、そういったイベントがございます。デントコーンというものは、皆さんもご存じのとおり、牛などの飼料に後々使われる、そういったトウモロコシの一種でございまして、そちらが背丈が伸びる前に迷路のように形をつくり、そのまま成長して、大人の背丈以上になるものですから、それを迷路として活用して、子供たちを楽しませるといったイベントを企画している方々がございます。私も一部としてお手伝いをさせていただいておりますが、ここには本当に様々な方々が携わっているかと思っております。中には役場の職員の方もおります。そして、町内の事業者の方々、農家の方々、たくさん携わっております。一人一人の目の輝き方が本当に素晴らしいものがありまして、これこそが理想的なイベント、催事の在り方ではないかと本当に痛感させられました。

ですので、どうか今後、わくや桜まつりであったり、輓馬大会であったり、夏祭りであったり、秋の山唄も、そういった涌谷町独自のイベント、催事を行う際に、役場の職員の皆さんだけが負担を強いられるのではなく、しっかりと民間の有志の方々との連携を図って、実行委員会というものを組成していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） デントコーン祭りに毎回参加して、そしてその様子を見ておりますけれども、質問者がおっしゃったように、様々な方々が参加して事業を展開しております。まずは生産者の方が迷路をつくるために、せっかくの飼料高騰の中、飼料を、いわゆる刈り倒して、そして迷路をつくっていること自体が物すごいボランティア的なイメージが、自分は損をしてもこういったようなことをしたいという、その決意を物すごく強く感じております。そして、それぞれの役場あるいは民間、様々な人たちがそこに関わって、お互いの立場でできることを協力して、一つのデントコーン祭りをしております。

こういったようなときに、やはりこのようなすばらしい、金をかけないで成功している事例として私も見てお

りますけれども、金をかけなくて済んだのは何かというと、一人一人の最終的な目的を一つにしたお互いのやる気だと、そのように感じております。やはり、これが今の涌谷町に必要な要素であろうと思っております。

質問者がいろいろとジレンマを感じておられることは私もよく分かっておりますけれども、問題は、お金を出して、それを消化することにこれまで来たような気がします。ですが、やはりそれを原資としてどのように事業を面白おかしく、興味を持って皆さんが来ていただける方向に示すかということが大事な、いわゆる、やる気がなければ何も成功しないということでございますので、やはりそういった中で、まずはやる気のある方に参加していただきまして、そういったような事業を展開することに初めて成功する。そのとき町はどうしたらいいかという、これは様々なマスコミ等々にその状況をお伝え申し上げまして、そして全国レベルあるいは世界レベルで発信をする手伝いというものが大事だと思っております。

こういった例で、前にも夏祭りが中止されている中で、有志の方々が一生懸命何とか、盆祭りとかという形の中で一堂に会して夏を楽しみたいという当時がございました。そのときに行政の職員が一生懸命支えていると。まさに、やる気を支えていくことでうまくいっている、成功した事例だと私は記憶しておりますが、こういったような形にするのが本当のイベントの開催の在り方ではないのかなと思っております。

そうしますと、やはり面白いところには人が集まる。集まってくると、私はいつも申し上げますけれども、ウエストみちのくゴールドラインの中で、現在1,000万から1,200万の方々が様々な形で訪れております。そういった中で、こういうことが重なることによって、あるいはみちのくゴールドラインをさらに会長のいる町としてもっと宣伝すれば、本当にあつという間に、今20万人弱であっても、200万人くらいまではいきそうです。そうしますと、しっかりとした観光産業に根づく。そういう夢もございますので、そういった夢が実現できるのは、そういったようなやる気のある方々がそれぞれの立場で一生懸命、一つの目的に向かって尽くすという姿勢が大事であろうと、そう思っております。それがなければ、どんなに金をかけても、単に行事を消化したということで、何の意味もないということでございますので、やるからにはそのような形にしてもらわないと困ると。いわゆる、やる気の問題、涌谷町をどう思っていたかという質の差だと私は思っております。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 町長も、実行委員会とか、そういったものに関しての熱い思いがあるということに十分に理解いたしました。

では、2番目のほうなんですけれども、今年の秋の山唄全国大会40回目を迎えるに当たっての記念事業はどのような考えがあるのかということと、天平ろまん館の開館30周年の事業、こちらの進捗状況等を含めて、お聴かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 秋の山唄全国大会につきましては、今回40回大会の記念大会でございます。皆さん、イベントという形で考えていらっしゃいますが、実際のところは民謡の全国大会の協議会という位置付けでございます。その中で40回を、ここまで数を数えられたということに関しましては、今後も続けていけるような形での、その中で協議大会を邪魔しないような形で、観客かつ参加者の皆様に何かしら喜んでいただけるようなイベントを今現在検討しておりまして、その中で今考えていることは、歴代優勝者の中でゲストを呼びながら、ふだん聴けないものを聴いていただく方向で考えております。現在、40回記念大会は日程が決まりま

して、1日開催で実施する予定となっておりますのでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 企画課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、天平ろまん館30周年の行事の内容についてお知らせいたします。

当初では、東大寺展を行うということで、ろまん館に委託させていただくということでお話をさせていただきました。その後、生涯学習課の学芸員が東大寺のほうで打合せを重ねまして、内容につきましては、東大寺と初代別当、良弁僧正ということで、良弁僧正をテーマに展示をさせていただくということになります。良弁僧正につきましては、東大寺初代別当で、黄金産出を祈願された方となっており、令和5年で1250年のご遠忌を迎えられたということもあって、この展示を考えております。期間につきましては、前半が9月27日から10月21日、25日間、後期につきましては10月24日から11月17日の25日間、10月の22日、23日は展示物の入替えのために休む予定となっております。なお、この期間の中で、まだ調整はできておりませんが、東大寺の方にどなたか来ていただいて、講演をいただきたいなと思っております。以上です。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 両方とも記念事業であるかと思しますので、こちらは本当に素晴らしいものにしていただきたいと思っております。

秋の山唄でございますけれども、引き合いに出すのが天平ろまん館の開館30周年になってしまうのは心苦しいのですが、予算措置の中に、30周年の記念事業のほうには、地域振興公社に三百数十万円程度の予算措置がされているかと思っておりますが、こちらの秋の山唄に関しては、観光物産協会の中での基本予算の中でのみ事業を行うというような形になるかと思しますので、この辺は、40回を数えるというところ、やはりすごく大変な40回目だったと。そのように感じる部分もありますので、どうか補正等の予算措置も含めて、40回目の節目というものを次の50回目につなぐ意味でも、しっかりとしたイベントとして、もちろん出場者の方がメインとなるかと思っておりますが、そこに付随する形で大会に花を添えられるような、そういった事業にさせていただきたいと考えます。

また、30周年の天平ろまん館の記念事業でございますが、東大寺展ということで、東大寺の大切な書物、また良弁僧正のものを展示するという内容、そして天平ろまん館にどなたかに来ていただいて、ご講演を賜るといった内容であるかと存じますが、こちら言葉が適切かは分かりませんが、この期間それをやってしまうと、この町に残るものは何もないのではないかと、そのように非常に残念に思う部分も少なからずございます。たしか開館20周年のとき、もしくは10周年のとき、定かではありませんが、記念の碑を建立したりであるとか、そういった、町に残る何かを行ったという事実があると思っております。そういったこともやはり考えるのが、節目の30年、40回目といったような事業に当たるかと思しますので、少ない期間であるかと思っておりますが、いま一度しっかりと実行委員会等で、話、内容をしっかりと、素晴らしいものにするために盛り上げていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） ありがとうございます。期待に沿えるような形で、現在職員のほうも考えておりますので、盛大に開催できるよう準備してまいりたいと思っております。終わります。

○議長（大泉 治君） 企画課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 30年の記念碑を造つたらいいのではないかというご提案でしたけれども、それにつきましては、それがふさわしいかどうか、適切なものかどうかということを含め、上司と相談しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） せっかくなので、しっかりとした事業にしていだければと思います。

それでは、3番目といたしまして、高規格道路、みちのくウエストラインについてでございます。

こちらは一つの内容ではございますが、涌谷町、涌谷町長として現在に至るまでの経緯をご説明いただきたいと思ひます。

また、宮城国道協議会、また、石巻・新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会という団体が存在しておりますが、涌谷町はどのような参画をしているのか教えてください。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問項目3の高規格道路、いわゆるみちのくウエストラインについての質問をいただきました。

質問項目1点目の、涌谷町、涌谷町長として、現在に至るまでの経過、また宮城国道協議会、石巻・新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会という団体が存在しているが、涌谷町はどのような参画をしているかのご質問でございます。1番議員がおっしゃるみちのくウエストラインでございますが、石巻・新庄道路と新庄・酒田道路を総称して、みちのくウエストラインと呼んでおります。この道路整備につきましては、東北の中央部を日本海側と太平洋側を最短で結ぶ東西横断道路として、高規格道路整備を沿線自治体とともに要望してまいりました。

同盟会につきましては、当町が加盟しております石巻・新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会が平成10年11月に発足し、活動してまいりました。会長は石巻市長、副会長は大崎市長と新庄市長で、私はこの同盟会の理事の立場で活動しております。

このほか、国道47号・新庄酒田地域高規格道路整備促進期成同盟会、石巻・酒田間地域連携軸強化促進協議会、「みちのくウエストライン」建設促進沿線市町村議会連携会議がございまして、連携して要望等を行ってまいりました。

全長約120キロメートルのうち、40キロメートルの新庄・酒田間が平成6年に全線開通しております。[「平成6年に全線開通」を「令和6年に開通を予定」に、申出により訂正]東日本大震災で、日本海側と太平洋側を結ぶ横軸の重要性が再認識され、令和3年、新庄・酒田道路と石巻・酒田間道路が高規格道路に位置付けられました。しかし、整備の促進はまだまだ道半ばでございますので、沿線市町村は、市町村、市町村議会、また経済団体とともに、更なる要望活動を実施してまいりたいと考えております。

また、宮城国道協議会は県内ほとんどの市町村が会員となっており、石巻・新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会に要望している事項のほかにも、国道108号や国道346号に関する要望も宮城県国道協議会において行っているところでございます。

なお、私の経験で非常に印象深かったことは、涌谷町議会の皆様と一緒に、このことに関して要望に行った経験がございます。そのときに、当時の幹事長の鶴の一声で道路局長と会うことができましたし、そのときに、いわゆる計画道路にしてやりなよという言葉がありました。そこから私は動いたと思っております。この中で議員の皆さんは、そのことを共有している方は多くいらっしゃいますけれども、いわゆる政治力、そして沿線住民の結束した熱意がこういったような道路を整備促進することにつながっているものと思っておりますので、議員の皆様におかれましては、改めまして、この重要な高規格道路の一日も早い整備促進について、ご協力いただきたいと思っております。以上です。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 今ご説明いただきました、石巻・新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会、こちらには理事として参加されているということでございましたが、さきの5月28日、大崎タイムスの紙面に、宮城国道協議会の総会記事というものが掲載されておまして、その中で、みちのくウエストラインについても早期供用への期待も述べたという、非常に前向きな一文があったんですが、その一方で、任期満了に伴う役員改選の中に、当町、国道108号、国道346号が通っておりますが、そこに涌谷町長のお名前が載っていなかったということに不安を覚えた町民の方もいらっしゃったようでして、涌谷のところをウエストラインというのは通らないのではないかと、そのように心配されている年配の方もいらっしゃったようです。

こういった人選というのは、ご自身で、ぜひやらせてくれと言うものなのか、それともやはり1年の任期と書いてございましたので、輪番制で、次は涌谷町の町長、理事をお願いしますとか、そういったものによって変わるのか、そういったことをご聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 宮城国道協議会の大崎タイムスの記事でございますが、そこに載ってございます役員というのは、あくまでも宮城国道協議会の役員でございますが、みちのくウエストラインの記事も載っていたかと思っておりますけれども、そちらについては役員が載っていたわけではございません。宮城国道協議会については、県内に入っていないところが大郷町と、それから七ヶ浜でございます。これは国道が通っていないということで、県管理であろうが国管理であろうが、国道とつく名の道路がある市町は入っておりますので、その中で、うちの町長につきましては大崎管内の一員として入っているわけでございますけれども、役員については、その地域の中で1名、地区ごとに役員が出ているという形でございますので、今回は、輪番になっているかはちょっと定かではございませんけれども、うちの町長の番ではなかったということで、名前は載っておりませんということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） では、その説明をさせていただきたいと思っております。

その方から、同じように余談としていただいたんですが、私も知らなかった内容として、東北本線というのが昔、涌谷を通るといふ話があったという話をいただきました。反対の声でなくなったと聞いておりますが、その後、現在の東北本線が通る美里町の繁栄、そういったものを憂いておられました。そういったことも教訓としながら、やはり一丸となって、先ほど町長もお話ししましたが、道路建設を推し進めていくべきだと私も痛感しております。

そういった中で、先般、主要地方道河南築館線の太田地区における用地買収の話合いに同席する機会がありました。この事業も数十年にわたり、地域住民はもとより県や町を挙げての悲願であったとお聞きしており、道路新設工事には莫大な建設費と長い年月がかかるものだと改めて感じた次第ですが、時代の変化というものは一昔前と違い、とても早く、立ち止まっていると瞬く間に取り残されてしまいます。

昨日、東京都知事が3期目へ向けての公約表明の中で、都政を爆進で進めるとお話しされておりましたが、世界基準で考えていくと、東京都ですら遅れを取っているという危機感の表れではないかと考えます。

また、6月9日に町内各所で開催された懇談会の、人口減少に歯止めをかけるためにというテーマと、町民の方々から出た意見や要望には、今回私が一般質問した内容と関連する内容も幾つかありました。これは偶然なのか、必然なのか。私は後者だと考えます。それだけ町民の期待も関心も高い内容だと思いますので、そのことを踏まえて、町長の今後の展望をお聴きし、私の一般質問を結びといたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 雄君） ウェストラインにつきましては、もちろん私が公約として上げています。それは一地方町長の公約とするのは変なことと思われかもしれませんが、それは全く根拠のない話ではなくて、やはり先ほど申し上げました、こういったようなものというのは本当に政治力と。したがって、南のほうは道路整備等が進んでいる、それから県内でも、やはり南、中央等は整備が進んでいる。やはり1人、この地方だけがすごく何か遠慮しながら要望活動を行っていると思いますけれども、やはり先ほどのデントコーン畑の迷路ではございませんが、一人一人の熱意がこのように必ず実現すると。その熱意というのは誰にするかというと、やはり直接国を動かす国会議員の皆様に伝えることでございます。そういったことから、私は根拠あるものとして公約とさせていただきました。

そのことに対しましては今後とも努力しますし、またその根拠の大きな中では、議員有志の皆様が、それを一生懸命、気持ちを一つにしてかなえていく、それが何よりの頼りでございました。

河南・築館道路につきましても、本当に前に進まなかった中で、やはり町が一生懸命やって、用地買収等々の様々な説明会等の配慮とか、そういったようなことをしながらここまで来ましたし、議会におかれましても、さっきの、議会の常任委員会では、門田委員長は今も産業建設やっておりますけれども、やはりそういった委員会で地域の皆様方に働いていただきまして、区長会、あるいは箕岳地区教育振興会、あるいは様々な地権者の皆様、PTAの皆様にご協力いただいて、大きく動いた経緯がございます。あとは県にお願いして、今、用地買収に入っておりますけれども、一日も早い形の中で、先ほど申し上げましたように、やっていただくというよりも、やってもらって当然というような気持ちで対応してまいりたいと、そのように思っておりますので、どうか、これは町全体の力でやるものでございますので、このことに関して全員のご協力をいただきたいなど、そのように思っております。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、5番佐々木みさ子君、一般質問席へ登壇願います。

〔5番 佐々木みさ子君登壇〕

○5番（佐々木みさ子君） 5番佐々木みさ子です。かねて通告していたとおりに質問をさせていただきます。

まず最初に、1番として、改正食料・農業・農村基本法成立について。これは、先ほど朝一番に質問いたしま

した議員の方となるべくダブらないような形の質問とは考えていますが、もしそのようなことがありましたらご容赦願いたいと思います。

基本計画は、この法律は、食料、安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興の4本柱、さらに新たに食料供給困難事態対策法が成立されましたが、この基本計画づくりが始まりますが、当町の農業者の所得向上につながるかどうか、お聴きしたいと思います。

また、2番として、基本成立後、将来、当町の農地を守る人材の確保の見通しについての考えをお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問項目1の改正食料・農業・農村基本法成立についてということで、質問要旨1点目の、基本計画づくりが始まるが、当町の農業者の所得向上につながるのかとのご質問でございます。

直接、農業者の所得向上につながる改正は、農産物等について消費者の理解を得ながら、食料システム全体の中で合理的な価格形成を行うための仕組みづくりを明確にする、いわゆる生産コストを農産物に価格転嫁できるような仕組みづくりを明確化することとなっており、今後、農業者団体や食品事業者又は消費者団体との意見調整の場を設け、相互が納得できるよう、補助事業も含め推進されるようであると解釈できますが、農業者においては、やはり今までどおりのものを生産するだけではなく、みどりの食料システム戦略に掲げられているような温室効果ガス削減や環境に配慮した低農薬による農産物などの付加価値をつけていくこと、土地利用型作物であれば、低コスト農業を導入し、面積拡大を行うこと、園芸作物であれば、新品種の導入や露地加工野菜などを導入することで、所得の向上の目標達成に近づくことができるものと考えております。

2点目の、基本法成立後、将来、当町の農地を守る農業人材の確保の見通しについての考えはとのご質問でございますが、現在、園芸、畜産の分野で国の新規就農者育成総合対策事業の交付を受けている方や、法人において人材の確保を行っている組織もございますが、やはり就農される人数より離農される人数が多いことが現状でありますことから、土地利用型作物につきましては、低農薬生産を行えるよう指導機関での協力を仰ぎ、米、麦、大豆等のブロックローテーションでの栽培形態を確立し、経営の安定向上を見極めながら面積拡大をつなげていくことで、これからの農地を次世代に引き継げるよう支援させていただければと考えておるところでございます。

1回目の答弁を終わります。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 今の現状を話しますと、気候変動、ロシアのウクライナ侵攻など、紛争、世界の人口増加など、食料供給は不安定になっています。

農業と他産業の所得格差の広がる中、農業分野で1961年、農業基本法が制定されました。その後、1999年に現行の所得制案に基本法が改正になりました。

2023年、農業従事者は2015年より35%減の11万6,000、涌谷町の農業従事者は2023年で1,200人、涌谷町の耕地面積は3,600ヘクタール、農業従事者の高齢化、後継者不足など、農業生産基盤の弱体化は、十分な所得が得られないのが現状です。これを町長はどのように捉えているか、伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤積雄君） 農家の人口が減っているということは事実でございますし、従いまして、1回目の一般質問の中でもありましたように、地域の維持がだんだん難しくなっていることも事実でございます。こういった中で、土地利用型と、水田を活用しての農業生産に見れば、やはり大型化ということと同時に、そこで雇用の発生を願うところでございますし、園芸とかというものはまた別な角度で、あるいは畜産もそうでありますけれども、やはりしっかりとした企業的経営者感覚を養って、所得をしっかりと求めるというような形にしていくことが大事と。人にやらされてやるものであれば絶対失敗すると私は思っておりますので、そういったような自覚ある人が、点で結構でございますから、各地域に後継者といますか、新規の農業者として名のりを上げていただければありがたいなど。それを核といたしまして、必ず新たな涌谷町としての農業形態が生まれるものと、私はそのように確信しております。

ですから、今様々な形で若い人のみならず、農業法人とか様々な形で模索しているのが現状でございますけれども、その中から行政といたしましては、非常に効率のいい形を速やかに写し取りまして、それをやはりやる気のある皆様方に示して、少しでも高所得に結ぶ、あるいは雇用の場が発生するような農業というものを展開していかなければならないと、そのように考えているところでございます。

お金は、私の経験からは、本気になって農業というものをやれば、必ず所得は発生すると。そのように実感としてありますので、問題はやはりやる気の問題なのかなと思っております。そのやる気を行政はしっかりと支えるというような形を取りたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 町長からいつも聞く言葉なんですけれども、本気になってやれば行政も支援するというところでございます。

食料の生産現場は今、生産資材価格高騰を直撃しております。生産コストの農産物価格への転嫁ができない。今回の改正では、生産資材や人件費が高騰する中、適正な価格形成を、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、国民理解とありますが、当町の財産、資源である農地を町長はどのようにこれから守っていくのか。それに対してのお考えをお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

今回の法律の改正に伴いまして、価格の転嫁についてうたわれております。現在のところ、これまでも価格転嫁につきましては、政府、国ではうたっておりますが、現に農家の求めている部分に関して満足のいくものという形では多分捉えられていないと思っております。そのため、価格転嫁がすぐ実行できるかという点、疑問として考えております。

そのため、今回の基本法改正に伴いまして、あらゆる方策が今後出てくる予定でございますので、その中で、価格に頼ることなく、それ以外の部分で、例えばコスト削減だったり、高品質化、そういう部分であらゆる手だてを取っていかねばならないという形で考えております。その上で価格転嫁があれば、新たなチャレンジができるものと、そういう方向で農家の方たちとお話を進めながら、価格転嫁に頼ることなく、品質保持だったり、産地化を目指しながら、農業者の所得向上に努めながら、農家の経営支援をしていきたいという形で

考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 今、課長から、コスト削減とか品質向上ということ、その上で、あらゆる方策で支援していくというお話をいただきました。

ただ、私たち農業を営む者は、町長が先ほどおっしゃいました、本気になってやっております。ただ、今このような環境の中、先ほども言いましたけれども、気候変動とか、自然を相手にしている農業でございますので、なかなか品質向上とかに結びつかないこともあります。昨年の米にしても、かなりの削減でした。

私たちはよく適正な価格と言いますが、適正な価格とは、生産者だけではなく、現状を消費者にもやはり理解してもらう価格でないといけないと思います。しかし、このように、全体、物価高騰が続くと、一番に節約するのは食費です。テレビとかでインタビューされている方を見ても、やはり食費に関してすごく敏感でございます。昨今の異常気象で、春先からキャベツ、大根、ブロッコリーなどは品薄で物すごく価格が高騰しました。1個500円のキャベツも当町で出回っております。そんな中、購入してくれる消費者のためにも、農家の方は耕作し、栽培することが、やはり小さい農家、もちろん大きい農家もそうなんですけれども、当町の農地保全につながると私は思っております。一過性の価格高騰が現状なのです。

農業者の対価に見合う所得向上の価格形成の仕組みの法制化、また再生産可能な仕組みを、やはりこれから地方、県、国へと進言していくべきと思いますが、町長の考えはどうか、お聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議員のおっしゃっていること、重々承知しております。なかなか一生懸命やっても所得向上につながらないという現状もございます。そういった中で、やはりこういう価格転嫁、価格をしっかりとした形に、要するに事業が立ち行くように、そして最終的には農地がしっかりと守られるような形にするのは、これはやはり、その外堀をしっかりと埋めるのは国の仕事であろうと、そのように思っております。

そういったようなことを求めながら、一方では、現状に対応できるような形の農業というものもしていかなければ、価格転嫁ができたときに、農家の方がいなくなってしまうのでは大変でございますので、そういったような試みも今しているところでございます。というのは、やはり自分たちで企画し、あるいは栽培して、出荷して、それが本当の意味での事業収支上、少しでもプラスになるような、そのようになったときに初めて様々な補助とか交付金とか勝手に付くわけでございますが、そういったようなものをまずは頼らない形の中で、現状でどう対応するかという試みを若い人たちを中心にやっているところでございますので、そういったようなことが、趣旨の確立ができましたら皆様方にお披露目しながら、後についていただける方を求めたいと思っております。

その一方では、やはり国において、本当の意味で食料を、要するに食料安保といいますか、食料をしっかりと生産するためにはどうするかということ、せつかく農業の基本法と言われる食料・農地・農村基本法が改定されようとしておりますので、そこに向けて、上げた公約というものをしっかりと実現化できるように働きかけたいと思っておりますので、そのときは、やはり直接議員にご意見いただけるような形をお願いしたいと思っております。

本当に非常に厳しい、努力が物価高騰でほとんど吸収されてしまうというのが現状でございますので、その

辺あたりを、ただ小さい農家であれば柔軟な栽培の手法、あるいは栽培作物を取り替えながらやるということも、それはそれで大事でございますので、そういった意味で、やはり地域の小さい農家の大事なところはそこなんですね。臨機応変に様々なことができると。そういったようなものも取り入れながら、町全体として、農業者、農業を守って、農地を守っていききたいなど、そのように思っております。

なかなか完全なことにはなりませんけれども、農業でもうからないと言う人がおりますが、もうかる、もうからないのは分かりませんが、私はたった10アールのハウスでここまでやってきた経験がございます。十分に生活できました。ですから、やる気があるというのはそういうことでございまして、今後そういったようなエキスパートも出てくるし、あるいは土地利用型の形の中で、大面積でそのことを展開すると、そういう人も出てくると思いますので、そのひな形をご披露しながら、町全体としての後継者を求めていきたいし、その結果ができれば農地は守られると信じておりますので。とは言いながらも、なかなか不備なところがございますので、質問者のような方に折々にアドバイスをいただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） ここで会議を1時間延長いたします。

佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 農業者だけではなくて、地域の農地、農業を心配している方々が、いろんな、自分たちも農業のことをもっと知らないといけないというような話を最近聞きました。そういう町民の方々の、まずは理解が大事かと思っております。

それでは、次の（2）の、人材の確保の見直しについての考えなんですけれども、現行の基本法が重視してきた担い手、今回の改正食料・農業・農村基本法では、多様な農業者、スマート農業の推進とあります。先ほど、朝一番に一般質問に立ちました議員も言ったときに課長が答えたんですけれども、やはりスマート農業の推進、農作業の省力化、生産性の向上と、年々担い手の農地利用の集積が当町では進んでいると思います。86.1%となっていますが、今後も農地集積がさらに進んでいくのか、伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 今後の集積率の見込みでございますが、集積は進んでいくものと考えておりますが、新たにご心配されている、大きい経営体の方々も担い手不足も現実的でございます。そのため、土地がどのような形で集積されるかという形になると、現実的には、面積を請け負える形は、やはり大きい農業者に限られておりますので、80%以上の集積率で今後も推移していくという形で考えております。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） さらに集積率が進んでいくということですが、スマート農業、国が政策、立案したのには、やはりこういう担い手の方はどんどん手を挙げて、スマート農業といいますか、ITを使った機械を操縦する若者が後継者になっている事例も当町ではあります。ですから、これをどんどん利用して、やはり高齢になってから体調が悪いとか、そういうことがないような形で、大きい担い手はどんどんスマート農業の推進、国がこれから更に拍車をかけるであろう事業といいますか、取り組んでいただいて、ところが条件の悪い農地、また女性、高齢農業者、兼業農家など多種多様な人々が農地を耕作し、従事していますが、担い手が耕作する農地と同等に、やはり生きがいづくりなどを求めてやっている農業者も、農業を営んでいる方もおります。

人が生きていく上で、大事な命を頂く、この作業といいますか、農業は、当町の農地で豊かな食の維持がこれ

からもやはり必要と思いますが、これは農業と環境のつながりなどをさらに発信していくことも必要かと思いますが、町長の考えをお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 質問者の質問はいつも、自分がいつも悩んでいるところで、きつい質問の連続でございますけれども、私はスマートではない農業をしてきたものですから、スマート農業というのはちょっと違和感がありますけれども、実際そういったようなことを展開している現場を見ますと、スマート農業と一口に言いますけれども、非常に機械、TPSとか様々なものを使いながら、正確な緻密な農業ができるというのも第一印象でございます。そういった中で企業的な農業を展開できる。そのような感じを取っておりますので、これはこれで、やはり大きな農地集積が見込まれる中で、農地を守るためにもしっかり耕作していただくということが大事と。

先ほど86%以上とありますけれども、もう一方では、小さい農地で生きがいづくりといいますか、しっかりと自分の思う収入を頂きながら暮らすということも大事と。それは、86%、14%あるいは20%ぐらいのところをしっかりと埋めて、全体として農地を守るということも非常に大事でございますので、こういったような点につきましては、その売り方に対しても、どのような販売の方法がいいのかということもみんなで検討しながら、別に基本法に頼らずに自分たちで売る工夫というものもしなければならぬと、そのように思っております。そういった点は、質問者のほうがよく分かっていると思いますので、いろいろご意見いただきたいと思いますが、やはり、先ほどの稲葉議員の質問にもありましたように、その両面、私はその二つの農業というものが最も大事だろうと思っております。

ですから、それをどうつなぐようにしていくかということも新たな課題と私は捉えておりますので、スマート農業的な大規模な、しかも正確な緻密な企業としての農業と、一方では生きがいづくりといいますか、青いものを常に目にしながら穏やかな農業というものもあろうかと思っておりますので、私はその両方を求めさせていただきたいと思っております。

私も町長をやりながら、小さいハウスではありますけれども、様々な出荷をしておりますが、これが大きな展開になれば、どれぐらいの所得になるのかなとか今考えておりますけれども、やれる要素はいっぱいあるなどというのも実感でございます。そして、一番農家にとって弱い、売る力をどう育てるかということも、小さい農家に人たちに頑張ってもらって、農地を最終的に100%守ることにつなげたいと思っております。具体的なことは、それぞれの立場がありますので申し上げませんが、そういったような大きな二つの流れをしっかりと受け止めたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 町長から、100%当町の農地を守っていく、農業を守っていくということを聴いて、安心して私たちもさらに農業に従事してまいりたいと思います。

それでは次に、生活環境について。

町道の歩道の維持、補修の見直しはと、2番の、地域のごみ集積所の鳥などによる被害の現状はどうかという質問をさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 質問項目2の生活環境についての質問でございます。

まず、1点目の、町道の歩道維持、補修の見直しはとのご質問でございますが、町道は車道、歩道問わずに、道路管理者である町が補修等の維持管理を行っております。なお、道路除草等につきましては、地域に密着した生活道路であることから、地域の皆様をお願いしている状況でもございます。歩道においても、歩行者の通行に支障がないよう維持管理にご協力をいただいております。

歩道を含めた道路の補修につきましては、現状では町民皆様の要望に十分に答えられない状況ではありますけれども、限られた予算の中で今後できるだけの対応をいたし、生活環境の維持を図ってまいります。

2点目の、地域のごみ集積所の鳥等による被害の現状はどうかとのご質問でございますが、当町のごみ集積所は現在222か所ございまして、各集積所は地域の公衆衛生組合によって管理されておりますが、場所や状況は地域によって異なっております。

鳥等の被害についてでございますが、多く寄せられるのはカラスによるごみの飛散が挙げられます。担当課では、その都度該当する公衆衛生組合長と連絡を取り、現場を確認し、他の自治体などから情報収集し、鳥よけや、ごみ袋の中が見えにくいと言われている黄色いごみネットの導入を提案するなどしてまいりました。また、カラスによる被害のある集積所の多くが、収集日の前日にごみを出している、ごみネットや小屋があるにもかかわらず、ごみを外に出しているなど、ごみの出し方にも原因があると考えております。そういった地域に関しましては、啓発チラシの配布やごみ集積所にポスターを掲示するなどの対策を講じてまいりました。今後もごみ出しルールの啓発を続けるとともに、住民に分かりやすいごみの出し方について検討してまいります。

以上1回目でございます。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 今、町長からお話がありました。町道の歩道は町で、国道の歩道は国で、国土交通省でやって、県道の歩道は都道府県、政令都市等で行われるようになっておりますが、歩道は道路管理者になっているんですが、地域の歩道は、除草などは地域の方をお願いしているという話を今町長から伺いました。

ただ、そういうふうになってはいますが、かなり地域では清掃の日とかにみんなで歩道の除草とかの管理をしております。ただ、通学路が多かったり、自転車が走る自転車・歩行者道等を自治体で占有している場合は、各自治体で管理するとありますが、当町で地域の方たちで全部歩道を除草するには、それから地震でかなり傷んでいる場所があります、歩道も。そういう歩道の補修とかに関しては、地域ではかなり難しいものがあります。それと、地域での除草にもかなり限度があると思います。歩道が少ない地域はいいんですけども、歩道が多い地域は、民家とか農地があるところは、農地を持っている方が除草剤をかけたり、いろいろやっております。ただ、それが広範囲にわたって歩道がある場合は、地域での完結は無理ではないかなと思うんですけども、その辺に関して担当課のお考えをお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） これまでやってきていただいていると、こちらでは認識しておりますので、継続していただければありがたいなと思っております。確かに、私は4月に建設課に来まして、以前と違うなと思ったことは、やっぱり地域が高齢化して、これまでやっていたんだけどできなくなってきたというの

も耳にしますが、できるところは地域でやっていただきたいと、こちらでは考えております。どうしても無理な場合はご相談なりしていただきたいとは思いますが、これまでどおり維持管理についてはご協力いただければと思います。

先ほど来、いろいろ道路のこともおっしゃっていただいておりますけれども、何をするのに予算が必要でございますので、そこに費用がかかると、ほかのところができないということもございまして、地域のご協力をお願いしていきたいと考えております。

なお、傷んでいる歩道があるということもございましたけれども、そういった場所についてはご連絡いただければ、こちらで確認をさせていただいて、維持補修の範囲でできるのか、別に予算を取らなくては行けないのか、現地を確認しないと分かりませんが、パトロールはしておりますが、十分に全部把握しているわけではございませんので、そういった箇所があればご連絡いただければと思います。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 地域で全部補完できるならいいんですけども、やはり今課長がおっしゃったように、かなり高齢化が進んでおります。また、地域の農地の刈り払い等でもかなり大変な思いをしている地域もあるので、人材不足といいますか、そういうところの中で、歩道の除草といいますか、先ほど経費がかかる話をしましたけれども、やはり農地がかなりあって、そこは除草剤をかけております。それは、その組織だったりするところで全部出しています。全部刈り切れないところは、そういう除草作業もしていますけれども、先ほど言ったように、価格が高騰しておりますので、かなりの負担になります。ただ、地域で今までやってきたので、それは続けておりますが、やはりその辺も町として考えて、全部刈り払いできるところだけではなくて、やはり農地があるところは除草剤をかけたりしているんですけども、建設課に私も言ったんですが、地域でやっていただいているんですと言われました。ただ、その地域でこれからは全部やるというのには、やはり人材不足だったり、経費もかかっておりますし、その辺というのは少しこれから考えていくべきではないかと思えます。

除雪のときに多少の金額を上乗せしたことがありましたよね、除雪していただいている方に。そこまではいなくても、何らかの方法を町で考えるべきではないかと思えます。なぜかという、やっぱり温暖化で早く草が伸びます。もう今の時期だと、子供たちが通学路を歩くのがちょっと大変なくらいに大分前になっていまして、そこにやはり除草剤を、通学路でなかったらいいというわけではないんですけども、かなり歩道を草が大きくなって、歩くのも大変なような形になっておる場所もありますので、気候温暖化、かなり草の丈も伸びが早いので、その辺のことも今後やはり考える時期ではないかなと思えます。シルバー人材に依頼するところもちょっと早めにさせていただくとか、あと県に対しても堤防とかのあれも少し早めにさせていただくとか、そういう業者との話し合いというものも今後必要かと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 確かに、地域の皆さんにはご迷惑をおかけしております。他の市町村ではそういった、今議員がおっしゃったように、地域での活動に対して資材だったりとか費用を出しているということもあるように調べておりますけれども、そういったことも町全体のことでございますので、一部の地域ではこれぐらいといっても、町全体となると大きな費用負担となりますので、その辺については今後検討してまいりたい

と思います。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 私が先ほどから言っている歩道、まして通学路が多い場所、町内の全部大事なんですけれども、通学路がある場所とかの管理はやはり話し合っ、もうちょっと早めとか、維持管理の方法を考えていただけないものかという話をしております。普通の道路でも歩道でも自転車等が通って、かなり危険なくらい草が伸びている場所もあります。そういう場所はある程度、地域の方とかで刈ったりするんですけども、県道の歩道に関してもそうです。早めに刈っていただけるように県のほうにぜひ、国道もそうなんですけれども、依頼をしていただきたいものだというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 確かに伸びるのが早くなってきているということも事実かと思っておりますけれども、刈る時期を早くすれば、年間の刈る回数というものが決まっていますので、やっぱりどこかにしわ寄せが行ってしまう。それを回数を増やすということであれば、県であれば県内全域、国であれば国全体ではないかもしれませんが、東北地方整備局管内ということになるのかもしれませんが、町であっても同じくその回数等については、県、国には要望してまいります、そういった毎年の予算でございますので、その辺の費用も増やしていただかないと対応しかねる場合もあると思っておりますので、要望はしてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 駄目もとでも要望はぜひしていただきたいと思っております。

それから次、2番の、地域のごみ集積所の鳥などによる被害の現状はどうかでございますが、家庭から出るごみを一時的に置く場所は、先ほど220か所あると聞いたんですけども、ごみの集積所というのは何軒に1か所なのか、そういう決まりはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 現在222か所ございまして、そのうち全て出せる集積所が127か所、燃やせるごみと燃やせないごみを出せるところが3か所、燃やせるごみのみの場所が86か所、燃やせないごみ、資源ごみが5か所、燃やせない粗大ごみが1か所で、こちらは全部、町内77あります公衆衛生組合で管理しているものになります。町内39行政区のうち、行政区によっては衛生組合が一つだったり、分かれていたりもするんですけど、町内77の衛生組合で集積所を管理してまして、現在、集積所は大崎広域のごみ収集委託業者が回っておりまして、何軒に1か所ということではなくて、今まであったところということで利用していますので、大体、地域衛生組合も十何世帯から30世帯とか、そういうばらつきもありますので、何世帯に1か所というのはちょっとお話しできないような状況ではあります、地域の衛生組合で管理していただいているということになっています。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 地域の衛生組合で管理しているということで、軒数が少ない郡部というか、そういうところのごみ集積所はさほど問題ないかと思うんですけども、すぐく家が密集したり、最近かなり住宅が増えている町場というか、やはり西地区かと思っておりますけれども、そういうところのごみ集積所に関して、何か問題とか情報というものは入っていますか。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） ごみ集積所、基本的には数を増やさない方針ではありますが、先ほど議員おっしゃられたとおり、住宅が建ってきているところがありまして、そちらは増やした経緯もございます。

問題といたしましては、町長の答弁にもございましたが、曜日、時間を守らない、そういう方もいらっしゃるので、町では、あとポスターを掲示していただくとか、そういうことで啓発チラシの配布を地域にお願いしたりして、集積所に出す時間を守っていただいて、問題があった場合は対応しております。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） それは今後も、時間を守っていただくような啓発活動というものはこれからもやっていただきたいと思います。

ちょっとこれは正確な情報かどうか分からないんですけども、ごみ集積所を補修もしくは改修する場合に、町から何らかの支援というものはありますか。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） ごみ集積所の改修等につきましては、公衆衛生組合連合会で上限5万円ということで補助を出しております。1組合、1年に1回ということで、多くの組合員が利用できるようなということで、改修費の補助は行っております。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 上限5万円というものは、衛生組合、もしくはごみの各自治体だったりのところでは周知していますか。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 公衆衛生組合連合会の総会の際に組合長さんに周知はしております。総会資料にも要項等を含めてお渡ししていますので、全組合には届いているはずですよ。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 上限5万円というものは、いつから5万円になったのかどうか。前はもうちょっと上限が上だったような気がするんですけども、これは、ここ何年の間に5万円になったのかどうか。その辺ちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 私がここに来てからは、ずっと5万円なので、その前につきましては、ちょっと調べないと分かりませんが、ずっと、ここ最近、私が元年からなので、その間は5万円です。

○議長（大泉 治君） 佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 大変、ごみですね、カラスもしくはハクビシンなのか猫なのか、網が破られて、そこを繕っているごみ集積所もあります、見て歩くと。ですので、例えば1年間に上限5万円で1組合だけなんですよね。これを、例えばかなり、やはり生ごみなどの被害に遭うと、町民の方とかが手に負えないということもありますので、ぜひ公衆衛生組合にはなるべくそういう被害が多くならないとか、いつも困らないような、やはり先ほども言いましたけれども、啓発活動というものは地域住民にも徹底していただくよう、ぜひとも、これは町民全体なんですけれども、やっていかなければならないことだと思います。

また最近、ごみが大分捨てられています。それも、お酒の缶が十五、六本が入ったものが捨てられているんです。そういうことに対しても啓発活動をよろしく願いしてください。

○議長（大泉 治君） 先ほど、質問の中で、全体で1組合1回ではなくて、1組合で1年に1回ですから。町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） ごみが捨てられているというお話もお伺いしましたので、その場所については今後教えていただきたいと思ひますし、あと町民には、きれいな町をつくるための広報、周知を徹底していきたいと思ひています。以上です。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦勞さまでした。以上で一般質問を終わります。



◎涌谷町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（大泉 治君） 日程第5、涌谷町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法は、自治法第118条第2項及び涌谷町議会先例51の規定により指名推選にしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、涌谷町議会先例52の規定により議長において指名することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

資料配付のため休憩いたします。

休憩 午後 5時04分

再開 午後 5時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

涌谷町選挙管理委員に、石川幸秀さん、清水勲子さん、紺野芳彦さん、佐々木久美さんを指名いたします。

お諮りいたします。

以上の指名人をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました石川幸秀さん、清水勲子さん、紺野芳彦さん、佐々木久美さんが涌谷町選挙管理委員に当選されました。

次に、涌谷町選挙管理委員補充員に、渡辺信明さん、土井恵美子さん、及川比呂志さん、久道好子さんを指名いたします。

なお、補充の順序は指名順序のとおり定めることにいたします。

お諮りいたします。

以上の指名人をもって当選人と定めること及びその補充員の順序にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渡辺信明さん、土井恵美子さん、及川比呂志さん、久道好子さんが涌谷町選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、補充の順序は指名の順序と決しました。

町長から、先ほどの答弁について発言の訂正の申出がございますので、これを許可いたします。町長。

○町長（遠藤釈雄君） それでは、先ほどウエストラインに関しまして、平成6年開通いたしましたと申し上げました。それが、令和6年に開通予定でございます。読み違えましたので、大変申し訳なく思っております。おわびして訂正させていただきます。[60ページを訂正]

◇

◎散会について

○議長（大泉 治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれで散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 5時10分